

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事業年度計画	平成 22 事業年度業務実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各退職金共済事業が統合されたメリットを最大限に發揮して、効率化を図る観点から、「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行う等の業務実施体制の効率化を図るとともに、事務の外部委託を拡大し、事務処理の効率化や人員及び経費の縮減を図ること。</p>	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が当面する課題に積極的に対処し、効率的に業務を推進するため、「業務・システム最適化計画」の円滑な実施を図る。特に、最適化後の新システムについては、一般の中小企業退職金共済事業と、特定業種退職金共済事業との連携に係る部分を除き、平成22年10月を目途に稼働を実現させる。これに伴い、システム管理に関する業務・組織の一元化に取り組む。また、業務処理方法を見直すことにより、外部委託の拡大に努める。</p>	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の「業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年10月から新システムを稼動させるとともに、中小企業退職金共済法関係法令の改正に伴い、「業務・システム最適化計画」の一部見直しを行った。 また、新システム構築に伴う意見調整等を図るとともに、新システム稼動後の運用等の対応について情報共有を図るために、CIO補佐官、工程管理事業者及び関係部課長等により構成された連絡会議、分科会等を定例的に開催した。 (添付資料① 退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画) <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会議（2回） ・中退共分科会（30回） ・特退共分科会（48回） ・中退共ソフトウェア等保守定例会議（10回） ・中特合同進捗会（8回） ・月次運用報告会（5回） ・共通基盤会議（12回） ○ 「業務・システム最適化計画」のフェーズ1が平成22年9月に終了することにあわせ、平成22年10月から各事業本部の外に新しくシステム管理部を設置して、システム管理業務の一元化を行った。 ○ 資産運用業務の一元化については、課長クラスで構成するプロジェクトチームの下に「特退共分科会」を設置し、統合する業務内容の精査を行った。 ○ 清退共・林退共の業務運営を行う組織の一体化に向け業務内容の精査を行った。 ○ 事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から継続的に業務処理方法の点検・見直しを行うとともに、外部委託が可能な事務があるかどうかの検討も行った。 ○ 電話交換業務と電話相談業務を統合し、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った。 ○ 業務の見直しにより、22年度から職員2名の削減を実施した。

評価の視点等	評価項目1 効率的な業務実施体制の確立	自己評価 A	評定 A
[数値目標] -		「業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年10月から新システムを稼動させるとともに、各事業本部の外に新しくシステム管理部を設置して、一元的な実施体制を整えた。	(評定理由) 効率的な業務実施体制の確立については、従来から進んでいたシステム最適化計画が実施に至り、業務効率の向上や経費削減につながったことは大きな成果である。また、電話関連業務の統合など利用者へのきめ細かな対応も見られる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[評価の視点] ・資産運用業務及びシステム管理業務の一元化に向けた取組が行われているか。		実績：○ システム管理業務の一元化については、平成22年10月から各事業本部の外に新しくシステム管理部を設置して、一元的な実施体制を整えた。 また、資産運用業務の一元化については、課長クラスで構成するプロジェクトチームの下に「特退共分科会」を設置し、統合する業務内容の精査を行った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)	(各委員の評定理由) ・従来から進んでいたシステム最適化計画が実施に至り、大幅に円滑な実施が可能となった。また、電話関連業務の統合など利用者へのきめ細かな対応も見られる。 ・計画よりも上回った。 ・システムの一元化は長年の課題であり、ようやくの感はあるが、その達成は非常に高く評価できる。そのことによって業務効率の向上や経費削減につながったことは、大きな成果であろう。 ・新システム等業務実施体制の改善がなされている。ランニングコスト削減努力が見られる。 ・最適な新システム体制を作り、業務の効率化に繋げた。
・業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。		実績：○ システム管理業務の一元化を実施し、効率的な業務実施体制を構築するとともに、資産運用業務の一元化の実施に向けて、取組みを行った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)	(その他意見) ・汎用システムへの移行による非効率は発生しないのだろうか。
・各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。		実績：○ 「業務・システム最適化計画」に基づき、平成22年10月から新システムを稼動させるとともに、中小企業退職金共済法関係法令の改正に伴い、「業務・システム最適化計画」の一部見直しを行った。 また、新システム構築に伴う意見調整等を図るとともに、新システム稼動後の運用等の対応について情報共有を図るために、連絡会議、中退共分科会及び特退共分科会等を定期的に開催した。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)	
・外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。		実績：○ 外部委託が可能な事務を洗い出すため、業務処理方法の見直しを行い、外部委託が可能な事務があるかどうかの検討を行った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)	
・国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		実績：○ 電話交換業務と電話相談業務を統合し、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った。 (業務実績第1.1. (P.1) 参照)	

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事業年度計画	平成 22 事業年度業務実績
	<p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に1回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>① 平成 21 事業年度計画の実績報告及び中期計画の内容の周知を図るとともに、平成 22 事業年度計画の実施事項及び進捗状況等の検証結果を、職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図る。</p> <p>② 四半期ごとに「業務推進委員会」を開催し、平成 21 事業年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行う。</p> <p>③ 一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業及び建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業においては、「加入促進対策委員会」を四半期ごとに開催し、加入促進対策の遂行状況を組織的に管理する。</p>	<p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>① 機構の平成 22 事業年度計画(4/1)、平成 21 事業年度実績報告書(7/1)、厚生労働省・独立行政法人評価委員会により取りまとめられ通知された「平成 21 事業年度業務実績の評価結果」を全員回覧するとともに、平成 22 事業年度実行計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を、職員一人一人に周知するため、各事業本部及び総務部各課(室)において会議等を開催し、職員の更なる意識の向上を図った。</p> <p>○ 東日本大震災後、直ちに役員・部長クラスの会議を開催し、理事長指揮の下、支部及び地方の相談コーナー等の業務実施体制の確認を行い、共済契約者の被害状況の把握に努めるとともに、特例措置の検討を迅速に行った。</p> <p>② 「業務推進委員会」を 5 回開催し、各事業本部及び総務部の 21 事業年度実績報告の審議を行うとともに、それらを取りまとめた機構の「21 事業年度実績報告書(案)」の審議を行い、厚生労働省・独立行政法人評価委員会に「業務実績報告書」を提出(6/30)した。 また、22 事業年度の進捗状況報告に基づき審議を行った。 第1回 4/21・23 各事業本部及び総務部の 21 事業年度実績報告に基づき審議 第2回 6/7 機構の「21 事業年度実績報告書(案)」に基づき審議 第3回 8/24・25 各事業本部及び総務部の 22 事業年度第1・四半期進捗状況報告に基づき審議 第4回 10/13・18 各事業本部及び総務部の 22 事業年度上半期の進捗状況報告に基づき審議 第5回 2/1・2/3 各事業本部及び総務部の 22 事業年度第3・四半期進捗状況報告に基づき審議</p> <p>③ 一般の中小企業退職金共済(以下「中退共」という。)事業及び建設業退職金共済(以下「建退共」という。)事業においては、「加入促進対策委員会」を開催し、加入促進対策の遂行状況等を組織的に管理した。</p> <p>〈中退共事業〉 第1回 6/11 21年度上半期の主な加入促進活動及び今後の加入促進対策課題の検討(省内仕分けで提示された課題の検討) 第2回(臨時)7/30 省内仕分けで提示された課題の検討 第3回 9/10 22年度上半期の主な加入促進活動等報告及び下半期の主な加入促進活動等について(適年フォローアップ活動、強化月間、省内仕分けで提示された課題) 第4回 12/16 22年度下半期の主な加入促進活動等報告及び本年度の目標達成見込みについて 第5回 3/11 22年度の主な加入促進活動等による目標達成見込み及び23年度の加入促進対策について 【主な対策】 ・過去に適年移行資料の請求があった事業所のうち、未移行の事業所に対してアンケート、無料相談申込書を送付してフォローアップを実施 ・職員と一体となった加入促進を図るため、普及推進員を全国から招致しての研修及び効果的な加入促進対策のための意見交換などを実施 ・加入範囲の見直しに関する省令改正に伴う周知資料の作成及び関係機関への説明、配布を実施</p> <p>〈建退共事業〉 第1回 6/24 22年度の加入見通し及び主な加入促進対策等について審議 第2回 9/2 第1・四半期の対策の遂行状況及び加入実績を把握し、加入促進強化月間における対策について検討 第3回 12/7 22年度加入促進対策の実績報告及び23年度の活動方針についての検討 ※なお、第4・四半期(3/18)開催予定の第4回については、東日本大震災の発生により中止とした。 【主な対策】 ・未加入事業主に対するダイレクトメールによる加入勧奨 ・マスメディア、関係団体を通じた広報活動の拡充</p>

評価の視点等	評価項目2 中期計画の定期的な進行管理	自己評価	B	評定	B
			「業務推進委員会」、中退共事業及び建退共事業においては「加入促進対策委員会」を定期的に開催し、業務の進捗状況の把握、検証を行うとともにその結果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。		(評定理由) 中期計画の定期的な進行管理については、業務推進委員会や加入促進対策委員会を定期的に開催し、業務の進捗状況の把握、検証を行っている。また、評価結果、年度計画の進行状況を職員一人ひとりに周知させる努力が見られるほか、業績評価シートの活用による職員の意識の向上などを通じて、中期計画の進行管理は着実な成果を上げている。東日本大震災への臨時対応も迅速に行われている。 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。
[数値目標] -					
[評価の視点]					
・業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。		実績：○ 「業務推進委員会」は5回、「加入促進対策委員会」は中退共事業においては5回、建退共事業においては3回開催し、業務の遂行状況等の把握を行った。 また、東日本大震災後、直ちに役員・部長クラスの会議を開催し、理事長指導の下、支部及び地方の相談コーナー等の業務実施体制の確認を行い、共済契約者の被害状況の把握に努めるとともに、特例措置の検討を迅速に行つた。 (業務実績第1.2. (P.3) 参照)		(各委員の評定理由) ・中期計画の一人ひとりの職員への周知を徹底するなど、定期的に進行すると同時に、大震災への臨時対応も迅速に行われている。 ・計画どおりと考える。 ・業績評価シートの活用による職員の意識の向上や業務推進委員会など、進行管理は着実な成果を上げている。 ・評価結果、年度計画の進行状況を職員一人ひとりに周知させることの努力が見られる。	
・業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか		実績：○ 「業務推進委員会」において、業務の遂行と進捗状況の把握・検証を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。 また「加入促進対策委員会」において、加入促進対策の遂行状況の審議を行い、中退共事業及び建退共事業ともに、進捗状況等を踏まえ積極的な加入勧奨を実施した。 (業務実績第1.2. (P.3) 参照)			

(評価項目2)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績																	
2 内部統制の強化 各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。	3 内部統制の強化 各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の(3)の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	3 内部統制の強化 各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の(3)の「随意契約の見直しについて」、第2の1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	3 内部統制の強化 各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、コンプライアンス推進委員会を2回開催し、「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」を策定した。なお、基本方針については、ホームページに掲載するとともに、全職員に周知した。(3/31) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>理 事 会 (機 構)</th><th>幹 部 会 (中 退 共 事 業)</th><th>部 内 会 議 (建 退 共 事 業)</th><th>部 内 連 絡 会 議 (清 退 共 事 業)</th><th>部 内 連 絡 会 議 (林 退 共 事 業)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開 催 回 数</td><td>13 回 (毎 月)</td><td>12 回 (毎 月)</td><td>24 回 (隔 週)</td><td>12 回 (毎 月)</td><td>12 回 (毎 月)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 開催回数欄の下段（ ）内は、原則の開催時期 (注2) 理事会のほか、役員のみによる打ち合わせ会議を原則毎月1回開催 (注3) 複数の部がある中退共事業においては、それぞれの部においても随時部内会議を開催し、計画の周知、業務遂行状況の把握を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中期計画の定期的な進行管理」として、業務推進委員会を定期的に開催した。 ・随意契約の適正化を推進するため、昨年に引き続き契約監視委員会を3回開催し審議概要等をホームページで公表した。 ・「確実な退職金支給のための取組」として、退職金未請求者及び長期未更新者への取組を着実に実施した。 ・監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「平成22事業年度監事監査実施計画」に基づき、会計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規定遵守について事情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各退職金共済事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示した。 ・また、監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。 		理 事 会 (機 構)	幹 部 会 (中 退 共 事 業)	部 内 会 議 (建 退 共 事 業)	部 内 連 絡 会 議 (清 退 共 事 業)	部 内 連 絡 会 議 (林 退 共 事 業)	開 催 回 数	13 回 (毎 月)	12 回 (毎 月)	24 回 (隔 週)	12 回 (毎 月)	12 回 (毎 月)					
	理 事 会 (機 構)	幹 部 会 (中 退 共 事 業)	部 内 会 議 (建 退 共 事 業)	部 内 連 絡 会 議 (清 退 共 事 業)	部 内 連 絡 会 議 (林 退 共 事 業)															
開 催 回 数	13 回 (毎 月)	12 回 (毎 月)	24 回 (隔 週)	12 回 (毎 月)	12 回 (毎 月)															

評価の視点等	評価項目3 内部統制の強化	自己評価	A	評定	A
			理事会、幹部会及びコンプライアンス推進委員会による「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」の策定を行うなど、内部統制の強化に努めた。		(評定理由) 内部統制の強化については、理事会、幹部会及びコンプライアンス推進委員会において「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」を策定し、ホームページに掲載したほか、監事が理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行うなど、努力、改善の跡が見られる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標] -					
[評価の視点]		実績：○	各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。 (業務実績第1.3. (P.5) 参照)		(各委員の評定理由) ・内部統制強化に向けた内部通報制度の強化など、大いに努力、改善の跡が見られる。 ・計画どおりと考える。 ・PDCAサイクルによるマネジメントやコンプライアンス体制など、優れた成果である。 ・コンプライアンス基本方針として明示し、ホームページで公開することで強化を図る努力が見られる。 ・コンプライアンスの方針と周知の新しい取組に加え、内部統制PDCAプロセスを回している。
・職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。		実績：○	・各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、理事会、業務推進委員会及び契約監視委員会等を定期的に開催した。 ・内部統制を強化するための取組として「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」を策定し、ホームページに掲載するとともに、全職員に周知した。 ・監事は、「平成22事業年度監事監査実施計画」に基づき、年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規定遵守について会計監査・業務監査を実施し、監査結果は理事会で報告し、引き続き、各退職金共済事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示し、内部統制の充実を図った。 (業務実績第1.3. (P.5) 参照)		
・内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)		実績：○	・各退職金共済事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組を促進するため、理事会、業務推進委員会及び契約監視委員会等を定期的に開催した。 ・内部統制を強化するための取組として「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」を策定し、ホームページに掲載するとともに、全職員に周知した。 ・監事は、「平成22事業年度監事監査実施計画」に基づき、年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規定遵守について会計監査・業務監査を実施し、監査結果は理事会で報告し、引き続き、各退職金共済事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示し、内部統制の充実を図った。 (業務実績第1.3. (P.5) 参照)		
・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委評価の視点)		実績：○	・理事会においては、各事業本部から退職金共済制度への加入・脱退状況、退職金を確実に支給するための取組状況などの報告を行い、機構業務全般の状況を把握するとともに、業務運営方針などを審議・決定した。 (業務実績第1.3. (P.5) 参照)		
・講じた措置についての公表が適切に行われているか。		実績：○	・「独立行政法人勤労者退職金共済機構コンプライアンス基本方針」を策定し、ホームページに掲載した。 ・契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催し審議概要等をホームページで公表した。 (業務実績第1.3. (P.5) 参照)		

(評価項目3)

中期目標	中期計画	平成22事業年度計画	平成22事業年度業務実績																		
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18%以上の削減を行うこと。</p> <p>(2) 人件費 総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準とする削減を引き続き着実に実施すること。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。 また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に努めやかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表すること。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状</p>	<p>4 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、効率的な利用に努め、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18%以上の削減を行う。</p> <p>(2) 人件費 人件費については、平成17年度を基準として5%以上の削減を行う。 併せて、機構の給与水準について検証を行う。 さらに、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状</p>	<p>4 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>(1) 一般管理費及び退職金共済事業経費 一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、平成22年度予算額7,258,027千円に対し、550,759千円削減した。なお、平成22年度から運営費交付金が廃止された。 また、行政支出の無駄削減の取組状況の公表を行った（5/11、8/3、8/10、11/8、2/9）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>22年度予算額</th> <th>22年度決算額</th> <th>削減額（率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,258,027千円</td> <td>6,707,268千円</td> <td>550,759千円（△7.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※21年度決算額7,005,702千円に対し、298,434千円（△4.3%）削減した</p> <p>(2) 人件費 平成22年度の人事院勧告を踏まえ、以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・55歳を超える職員で副参事以上を対象に俸給等を一定率（▲1.5%）で減額。 ・役職員給与水準の引下げ (役員：人勧を上回る平均0.3%の引下げ、職員：平均0.1%の引下げ) ・期末・勤勉手当の引下げ 役員：3.10月→2.95月（△0.15月） 職員：4.15月→3.95月（△0.20月） (平成22年12月1日施行) </p> <p>22年度人件費削減率（17年度比）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>17年度比削減率</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3.1%</td> <td>5.9%</td> <td>8.5%</td> <td>12.4%</td> <td>13.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>機構の平成22年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。</p> <p>①・② 年齢のみで比較した国家公務員の給与水準との比較（対国家公務員指数）は112.7となっているが、これは比較の対象となる国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当機構の職員は全員が東京都特別区の勤務であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 東京都特別区に勤務する国家公務員の給与水準と比較すると、地域勘案指数では98.9となっており、国家公務員の給与水準と同水準に抑えられている。</p> <p>③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、これまで2%程度の低い水準であったが、平成22年度以降、国からの運営費交付金が廃止されたことにより、1.6%と更に低い水準となっている。 (国からの財政支出額8,989百万円、支出予算の総額572,215百万円：平成22年度予算) 累積欠損金については、平成22年度も「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用に努めたが、東日本</p>	22年度予算額	22年度決算額	削減額（率）	7,258,027千円	6,707,268千円	550,759千円（△7.6%）	17年度比削減率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		3.1%	5.9%	8.5%	12.4%	13.7%	
22年度予算額	22年度決算額	削減額（率）																			
7,258,027千円	6,707,268千円	550,759千円（△7.6%）																			
17年度比削減率	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度																
	3.1%	5.9%	8.5%	12.4%	13.7%																

の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。		大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まりにより、年度末時点における累積欠損額は増加することとなった。しかしながら、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、引き続き、中長期的観点から検証を行っていく必要がある。 また、類似の業務を行っている民間事業者である保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）との比較でも、88.5に抑えられている。（平成22年賃金構造基本統計調査との比較） (注) (①～④については、7月に公表)
評価の視点等	評価項目4 一般管理費及び退職金共済事業経費、人件費の節減	自己評価 A	評定 A
	一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費は、平成22年度予算に対し7.6%を削減し、人件費についても平成17年度比13.7%削減することができた。		(評定理由) 一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費、人件費の節減については、超過勤務管理などの努力がなされており、人件費は13.7%削減と、目標を上回る経費の削減がなされている。また、運営費交付金の廃止に着実に対応している。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標] ・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、中期目標の最終年度までに、平成19年度予算額に比べて18%以上の削減を行うこと	一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費については、平成22年度予算額7,258,027千円に対し、550,759千円削減した。 (業務実績第1.4. (1) (P.7) 参照)		
・人件費については、平成17年度を基準として5%以上の削減を行う。	人件費については、削減目標である対平成17年度比5%以上を上回る13.7%の削減となった。 (業務実績第1.4. (2) (P.7) 参照)		(各委員の評定理由) ・人件費は13.7%と、目標の5%を大きく上回っている。運営費交付金の廃止に着実に対応している。 ・一般管理費等の削減について、目標を大幅に上回った。 ・運営費交付金の廃止をはじめとして目標を上回る経費の削減の実績を上げている。 ・超過勤務管理など、努力がなされている。 ・中期目標を上回り、また、予算でも決算でも削減が上回る。
[評価の視点] ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	実績：○ 事業費における冗費の削減のため、「厚生労働省における行政経費の節約に向けた取り組み」として示された事項等を参考に無駄な支出の削減を図り、結果についてはホームページで公表を行なった。 (業務実績第1.4. (1) (P.7) 参照)		(その他意見) ・中途退職者の発生など、恒常的な条件ではない中での削減の方向は、安定したものか疑問が残る。
・運営費交付金を充当する、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用が行われているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	実績：○ 契約状況の点検・見直しを行い、競争契約等の拡大及び人件費の削減等により、一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費について、効率的な利用を行い、平成22年度予算7,258,027千円に対し、550,759千円削減した。なお、平成22年度から運営費交付金は廃止された。 (業務実績第1.4. (1) (P.7) 参照)		
・国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。	実績：○ 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。		
・法定外福利費の支出は、適切であるか。	実績：○ 法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。		

<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職者のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 	<p>実績：○ 国家公務員の再就職者のポストについては、いずれも平成21年度中に役員公募を実施・任命を行った。また、平成21年度末までに廃止指導された嘱託ポストは該当なし。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・人件費改革について、平成23年度における目標達成に向けた取組が適切に行われているか。 	<p>実績：○ 計画的な定員削減に加え、職員の超過勤務の縮減にも取り組むことにより、削減目標の平成17年度比5%減を上回る13.7%の削減となった。 (業務実績第1.4. (2) (P.7) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。） 	<p>実績：○ 給与水準については、勤務地域を考慮した地域勘案指数100を下回つており、適正な給与水準となっている。 (業務実績第1.4. (2) (P.7) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点） 	<p>実績：○ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、1.6%と極めて小さい。 また、累積欠損金については、平成22年度「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率的な運用に努めたが、東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等によって、22年度末時点の累積欠損金は増加した。しかしながら、資産運用は市場の動向に大きく左右されるものであり、給与水準の適切性に関する検証は単年度だけを捉えて行うものではなく、引き続き、中長期的観点から検証を行っていく必要がある。 (業務実績第1.4. (2) (P.7) 参照)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。（政・独委評価の視点） 	<p>実績：○ 法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出来ているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健診相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。</p>	

(評価項目4)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績	
(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。 ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。	(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。 ① 国における状況等を踏まえて取組状況を検証し、機構が新たに策定する「随意契約等見直し計画」を公表するとともに取組を着実に実施する。 ② ①に基づき一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックができるよう必要な情報提供を行う。	(3) 隨意契約の見直しについて 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。 ① 監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」の意見を踏まえ、点検・見直しを行い、新たな「随意契約等見直し計画」を策定し、着実に取組を実施するとともに、一般競争入札を実施のうえ契約を行った。また、競争性のない随意契約に係る契約情報の公表も行った(8/11、11/11、2/14)。 (添付資料② 隨意契約等見直し計画) ・競争入札等を実施した随意契約（一般競争6件、公募1件、企画8件） ・システム最適化計画実施により一般競争入札に移行した随意契約（8件） ② ①に基づき一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施した。 ③ 入札及び契約についての適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・一者応募による契約内容を提出し、監事による業務監査を受けた(5/13、7/26、10/29、2/25)。 また、昨年に引き続き契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募、複数年契約等の点検・見直しを実施した(10/5、12/21、3/9)。	
評価の視点等	評価項目 5 隨意契約の見直しについて	自己評価 A	評定 A	
[数値目標] -		平成21、22年度随意契約及び一者応募に係る契約、平成21年度以前に締結した複数年契約等について監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行い、外部有識者による契約監視委員会において審査を受けた。	(評定理由) 随意契約の見直しについては、平成21、22年度随意契約及び一者応募に係る契約、平成21年度以前に締結した複数年契約等について監事、会計監査人による監査を受けるとともに、外部有識者による契約監視委員会において審査を受けている。また、機構自ら点検・見直しを行っている。 システム最適化の実施により、競争入札への移行を実現し、ほぼ随意契約のない状態になっている。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。	
[評価の視点] ・「随意契約見直し計画」に基づく取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況の公表を行った。また、一般競争等への移行を積極的に行つた。 (業務実績第1.4. (3) (P.10) 参照)		(各委員の評定理由) ・システム最適化の実施により、競争入札への移行は急速に実現することができたことは多大な効果である。 ・計画を上回っていると評価できる。 ・随意契約の見直しはほぼ完成されたとみてよいのではないか。経費節約効果も多大である。 ・多面的に、細部の検討によって随意契約化における半額削減の努力がされている。 ・ほぼ随意契約のない状態になっている。システムのオープン化が寄与している。	
・契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委評価の視点)	実績：○ 監事、会計監査人による監査を受けるとともに、契約状況について自ら点検・見直しを行い、外部有識者による契約監視委員会において審査を受けた。 (業務実績第1.4. (3) (P.10) 参照)			
・契約に係る規程類が適切に整備されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ 契約に係る規程等については適切に整備している。			

・企画競争・公募による契約について、競争性・透明性が確保されているか。 (政・独委評価の視点事項と同様)	実績：○ 企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施するとともに、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)
・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	実績：○ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。	実績：○ 契約監視委員会を3回開催し、平成21、22年度随意契約及び1者応募に係る契約、平成21年度以前に締結した複数年契約等について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。 (業務実績第1.4. (3) (P. 10) 参照)

(評価項目 5)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事業年度計画	平成 22 事業年度業務実績																				
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 (1) 一般の中小企業退職金共済事業 ① 今後の確実な支給に向けた取組 未請求退職金の発生防止の観点から、 ・加入時に、被共済者に対し、加入したことを探知すること ・退職後、一定期間退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと 等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成24年度）までに、1%程度とすること。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する、当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を最終的に1%程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成24年度）においてもその達成を図る。 イ 新たな未請求退職金の発生を防止するための対策 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、平成22年度においては、以下の取組を着実に実施する。 i) 加入時に事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したこととを通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、加入状況をお知らせする。	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 退職金未請求者を縮減するため下記イ、ロ、ハの取組を行った結果、脱退後2年経過後の未請求率を取組開始前の2.8%前後に比して、平成22年度末（20年度脱退）までに1.6%に縮減することができた。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">脱退年度</th><th colspan="3">取組前</th><th colspan="3">取組後</th></tr> <tr> <th>15年度</th><th>16年度</th><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2年経過後の未請求率</td><td>3.0%</td><td>2.8%</td><td>2.7%</td><td>2.0%</td><td>1.8%</td><td>1.6%</td></tr> </tbody> </table>	脱退年度	取組前			取組後			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	2年経過後の未請求率	3.0%	2.8%	2.7%	2.0%	1.8%	1.6%	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 従業員に対して、中退共事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を実施した。 i) 事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したこととを通知するとともに、既加入の被共済者に対しては、加入状況をお知らせする。
脱退年度	取組前			取組後																			
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																	
2年経過後の未請求率	3.0%	2.8%	2.7%	2.0%	1.8%	1.6%																	

<p>② 既に退職後 5 年を超えた未請求者に対する取組</p> <p>既に退職後 5 年以上を経過した未請求の退職金については、すべての未請求退職者の住所等連絡先の把握に計画的に取り組み、本人に直接退職金の請求を促すことにより、中期目標期間内に未請求退職金を縮減すること。</p>	<p>ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行う。</p> <p>iii) 前記 ii) の通知から 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p> <p>iv) 前記 i) ~iii) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。 なお、退職時の被共済者の住所の把握について、業務・システム最適化計画の進捗状況等を踏まえつつ、平成 23 年度末までの実施を検討する。</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>未請求者のいる対象事業所に対して、順次、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p>	<p>ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼する。入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p> <p>iii) 前記 i) 及び ii) の取組について成果の検証を行い、必要に応じ対応を検討する。</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>引き続き、退職後 5 年以上を経過した未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。</p>	<p>ii) 退職後 3 か月経過しても未請求者のいる対象事業所に対して、事業主から請求を促す要請通知を行うことに併せて、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 (住所提供依頼数 17,934 所、22,579 人 請求手続要請者 6,060 人)</p> <p>また、22 年度計画以外の新たな取組として、21 年度に住所情報の提供依頼を行い、得られた情報に基づき本人へ請求要請を実施したが、未請求となっている 20 年度の脱退者に対する 2 回目の請求要請通知を 1,191 人に発送した。</p> <p>iii) 担当部署における取組の進捗状況の確認及び成果の検証を行った。 退職時の被共済者住所の把握については、退職届で行うこととし、仕様の変更及び住所情報のデータベース化を、平成 23 年度末までに実施することを決定した。</p> <p>□ 累積した未請求退職金を縮減するための対策</p> <p>退職後 5 年以上を経過した未請求者のいる対象事業所（平成 12 年度以前の未請求者のうち、在籍者のいる共済契約者）に対して、未請求者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 (住所提供依頼数 21,006 所、48,466 人 請求手続要請者 9,122 人)</p> <table border="1" data-bbox="1565 1320 2645 1938"> <thead> <tr> <th colspan="4">【22 年度計画の対策】</th> </tr> <tr> <th>請求勧奨の対象</th><th>依頼所数</th><th>手続要請者数</th><th>請求受付者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21 年度脱退者分（7 月～3 月）</td><td>8,107 所</td><td>3,822 人</td><td>4,594 人</td></tr> <tr> <td>22 年度脱退者分（4 月～12 月）</td><td>9,827 所</td><td>2,238 人</td><td>2,781 人</td></tr> <tr> <td>12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) < 都市部以外 ></td><td>21,006 所</td><td>9,122 人</td><td>5,565 人</td></tr> <tr> <td>小計 ①</td><td>38,940 所</td><td>15,182 人</td><td>12,940 人</td></tr> <tr> <th colspan="4">【22 年度計画以外の新たな取組】</th></tr> <tr> <td>20 年度脱退者に対する 2 回目の請求要請通知②</td><td>1,080 所</td><td>1,191 人</td><td>152 人</td></tr> <tr> <td>合計 ①+②</td><td>40,020 所</td><td>16,373 人</td><td>13,092 人</td></tr> </tbody> </table>	【22 年度計画の対策】				請求勧奨の対象	依頼所数	手続要請者数	請求受付者数	21 年度脱退者分（7 月～3 月）	8,107 所	3,822 人	4,594 人	22 年度脱退者分（4 月～12 月）	9,827 所	2,238 人	2,781 人	12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) < 都市部以外 >	21,006 所	9,122 人	5,565 人	小計 ①	38,940 所	15,182 人	12,940 人	【22 年度計画以外の新たな取組】				20 年度脱退者に対する 2 回目の請求要請通知②	1,080 所	1,191 人	152 人	合計 ①+②	40,020 所	16,373 人	13,092 人
【22 年度計画の対策】																																							
請求勧奨の対象	依頼所数	手続要請者数	請求受付者数																																				
21 年度脱退者分（7 月～3 月）	8,107 所	3,822 人	4,594 人																																				
22 年度脱退者分（4 月～12 月）	9,827 所	2,238 人	2,781 人																																				
12 年度以前脱退者分 (在籍者のいる事業所) < 都市部以外 >	21,006 所	9,122 人	5,565 人																																				
小計 ①	38,940 所	15,182 人	12,940 人																																				
【22 年度計画以外の新たな取組】																																							
20 年度脱退者に対する 2 回目の請求要請通知②	1,080 所	1,191 人	152 人																																				
合計 ①+②	40,020 所	16,373 人	13,092 人																																				

<p>③ 加入者への周知広報 これまでの周知広報を見直し、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>ハ 周知の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能とする。過去に中退共事業に加入していた事業所についても、未請求者がいる事業所名をホームページに掲載する。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起をこれまで以上に行う。 <p>ニ 調査、分析 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。</p>	<p>ハ 周知の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> i) ホームページに平成 22 年 10 月を目途に、21 年 2 月以降に新規加入した事業所名を追加掲載するため、事業主へ掲載の可否を問う通知を送付し、回答の回収集計・データ作成等を行う。 ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行う。 <p>ニ 調査、分析 平成 21 年度までに行った未請求対策による効果の検証、加入事業所及び被共済者に対する調査結果等により未請求原因の分析を行い、その後の対応策に反映させる。</p>	<p>ハ 周知の徹底等</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 平成 21 年 2 月中旬から平成 22 年 5 月中旬に新規加入し、掲載を承諾した事業所の事業所名をホームページに追加掲載した (10/28)。 掲載承認数 6,122 所 掲載拒否数 1,630 所 未回答数 12,095 所 計 19,847 所 (23 年 3 月末掲載数 287,247 所) <p>また、平成 23 年 2 月には、平成 22 年 5 月下旬から平成 22 年 12 月に新規加入した事業主に対して、ホームページに事業所名掲載の可否を問う通知状を発送し、回答の集計を開始した(発送件数 10,248 所・23 年 6 月掲載予定)。 さらに、これまでではホームページに事業所名掲載の可否を問う通知を事業所に送付し、掲載を承諾した事業所の事業所名を掲載していたが、中退法施行規則の一部改正に伴う契約申込書の改訂にあわせ、平成 23 年 1 月から新規申込書の申込者記入欄に、ホームページに事業所名掲載の可否を確認する欄を設け、事業主負担軽減を含め、事務処理の簡素化と郵送経費の削減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載した。 iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起について検討を行った。 <p>ニ 調査、分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中退共制度に加入している企業及び従業員 (5,500 所, 有効回答数 2,652 所、回答率 48.2%) を対象に、中退共ホームページに対するニーズや利用状況の把握、事務手続き等に対する要望を調査目的とした「退職金実態調査」を 10 月に実施した。この結果を今後の未請求対策に反映すべく、平成 23 年 2 月に調査結果を集計し、報告書を作成した。(ホームページには平成 23 年 5 月 18 日に掲載) 項目 (未請求問題) 中退共制度について (未請求退職金の発生を防止するための加入通知 (加入通知書、加入状況のお知らせ) について) ○ 上記口について住所情報を入手した被共済者に請求要請する際、未請求原因のアンケートを行い、結果を集計した。 回収 5,743 件
<p>評価の視点等</p> <p>評価項目 6 中退共事業における退職金未請求者に対する取組</p> <p>[数値目標] ・請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度(平成24年度)までに、1%程度とすること。</p>	<p>自己評価</p> <p>A</p> <p>新たな未請求者の縮減目標に近づけるとともに累積した未請求退職金について取組を着実に実施した</p> <p>脱退後 2 年経過後の未請求率を 1.6% に縮減することができた。(21 年度 1.8%) (業務実績第2.1. (1) (P. 12) 参照)</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p>(評定理由) 中退共事業における退職金未請求者に対する取組については、熱心かつ合理的に取組を行っており、とりわけ、被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のお知らせ」の発行による加入周知に努めるなど、過去への取組だけでなく、将来に向けての制度加入周知の取組などは高く評価される。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。</p>	

[評価の視点]	<p>実績：○</p> <p>未請求者縮減対策である事業主に対する未請求者の情報提供依頼は、22年度の計画を完了し、新たに、脱退後2年経過前の未だ請求手続きを行っていない者（通算手続き含む）に対し、請求手続きの勧奨通知の再送付を行った。</p> <p>（業務実績第2.1.（1）（P.13）参照）</p>	<p>（各委員の評定理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未請求者に対する取組の効果は顕著である。とりわけ、過去への取組だけでなく、将来に向けての制度加入周知の取組などは高く評価される。 ・未請求率の縮減等について、計画を上回っていると評価できる。 ・未請求者に対する取り組みは、非常に熱心かつ合理的であり高く評価できる。さらなる取り組みを期待する。 ・新しい取組が効果を上げたと考えられる。 ・積極的働きかけとして、未請求者を防止する努力がされている。 ・未請求率が確実に縮減している。そのために打つべき手を打っている。
・新たな未請求退職金の発生防止について、取組を着実に実施しているか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被共済者に対し制度加入の認識を高めるため、「加入通知書」や「加入状況のお知らせ」の発行による加入周知に努めた。 ・21年度（7月～3月）、22年度（4月～12月）の脱退者で、未だ未請求者のいる対象事業所に対して、未請求者の住所情報提供を行い、得られた情報から本人へ直接請求要請を行った。 ・脱退者の住所把握方法については、被共済者退職届で行うこととし、仕様の変更及び住所情報のデータベース化を23年度末までに実施することを決定した。 ・22年度計画以外の新たな取組として、未請求となっている20年度脱退者に対する2回目の請求要請通知を発送した。 <p>（業務実績第2.1.（1）（P.12）参照）</p>	
・累積した未請求退職金について、取組を着実に実施しているか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12年度以前脱退（都市部を除く）の未請求者についての住所提供依頼を行った。 <p>（業務実績第2.1.（1）（P.13）参照）</p>	
・未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共制度に加入していることの認識を深め、新たな未請求退職金の発生を防止する対策として、22年度に新規・追加加入した被共済者宛に、事業主を通じて「加入通知書」を発行した。 ・昨年に引き続き、年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の中の一部を被共済者単位で切り離せる仕様とした「加入状況のお知らせ」を被共済者への制度加入周知の向上を目的として発送した。 ・ホームページで中退共加入事業所を検索することができる「加入事業所検索システム」に事業所データを追加更新した。さらに23年1月からの新規契約申込書の改訂に合わせ、ホームページに事業所名掲載の可否を確認する欄を設け、事業主負担軽減を含め事務処理の簡素化と郵送経費の削減を図った。 ・ホームページ掲載や「中退共だより」等事業主への送付書類において注意喚起を行った。 <p>（業務実績第2.1.（1）（P.12,14）参照）</p>	
・調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未請求退職金の発生を防止するための加入通知（加入通知書、加入状況のお知らせ）についての通知方法等を調査・集計、未請求者への請求要請の際に未請求原因のアンケート調査・集計を実施した。 <p>（業務実績第2.1.（1）（P.14）参照）</p>	

(評価項目6)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 繢												
2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業	(2) 特定業種退職金共済事業												
<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格がある被共済者のうち、未調査分のすべてのものについて、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給のための取組の強化を図ること。 ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。 ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。 	<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等</p> <p>イ 長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する（データベース化は平成16年度～19年度新規加入者分を含む。）。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。 ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。 iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する长期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 iv) これまでの长期未更新者調査において対象とならなかった被共済者について、前記iii)と同様の措置を講ずる。 	<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組等</p> <p>イ 長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、建退共事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。 ii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する长期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の現況を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 <p>○22年度要請件数 31,048人 うち、手帳更新した者 3,715人 退職金請求した者 1,842人</p> <p>【长期未更新者調査】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査件数</td> <td>33,059人</td> <td>39,047人</td> <td>34,387人</td> <td>33,690人</td> <td>31,048人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <p>iv) 被共済者重複チェックシステム等を活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。</p> <p>○21年度加入者 144,944人 うち、重複加入者 1,432人</p> <p>○22年度加入者 124,519人 うち、重複加入者 822人</p> <p>○22年度退職者 65,090人 うち、追加支給者 61人</p>		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	調査件数	33,059人	39,047人	34,387人	33,690人	31,048人	<p>① 建設業退職金共済事業における共済手帳の长期未更新者への取組等</p> <p>イ 長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 新規加入時に被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した（被共済者に対する通知 124,384件）。 また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる措置を講じた。
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度										
調査件数	33,059人	39,047人	34,387人	33,690人	31,048人										

<p>② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。 <p>③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共済手帳が長期未更新であって退職金の受給資格があるすべての被共済者について、住所等連絡先の把握に努め、受給資格がある旨等を直接本人に通知するなど、退職金の確実な支給の 	<p>v) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、退職金の支払時に名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止する。 vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>□ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査することを通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記i)、ii)の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させる。 iv) 実態調査等を通じて共済証紙の貼付状況等に関して把握する。</p> <p>② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の长期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、</p>	<p>v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・広報誌掲載（事業主団体、市町村） 52件</p> <p>vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう支部を通じて要請した。</p> <p>□ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>i) 2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付 21,417件）した。 ・20年度の要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付 5,415件）した。</p> <p>ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査することを通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。 【加入・履行証明書発行枚数（110,445枚）】</p> <p>iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。</p> <p>【制度説明会 11会場（出席者 2,073人）】 【加入・履行証明書発行枚数（110,445枚）】（再掲）</p> <p>② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の长期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。 156人</p>	<p>v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ・広報誌掲載（事業主団体、市町村） 52件</p> <p>vi) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう支部を通じて要請した。</p> <p>□ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>i) 2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付 21,417件）した。 ・20年度の要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請（要請文書の送付 5,415件）した。</p> <p>ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査することを通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。 【加入・履行証明書発行枚数（110,445枚）】</p> <p>iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。</p> <p>【制度説明会 11会場（出席者 2,073人）】 【加入・履行証明書発行枚数（110,445枚）】（再掲）</p> <p>② 清酒製造業退職金共済事業における共済手帳の长期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。 156人</p>
--	---	--	--

<p>ための取組を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新時等においても被共済者の住所を把握すること。 ・関係者への周知広報の在り方を見直すこと。 	<p>共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したこと</p>	<p>被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。</p> <p>なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。</p> <p>iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) ホームページ、業界紙及びポスター等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したこと</p>	<p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化した。 2,076件</p> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。 調査対象 23事業所 35人 なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請した。</p> <p>・22年度調査</p> <table border="1" data-bbox="1588 640 2397 718"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新</th> <th>請求受付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35人</td> <td>9人</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・うち未回答の契約者に対する電話等調査</p> <table border="1" data-bbox="1588 729 2397 808"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新</th> <th>請求受付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22人</td> <td>6人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・22年度末累計</p> <table border="1" data-bbox="1588 819 2683 898"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th> <th>手帳更新</th> <th>退職金請求</th> <th>移動通算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,339人</td> <td>76人</td> <td>3,999人</td> <td>9人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iv) 前年度までの共済契約者に行った現況調査において、現況不明となった1,743人について加入申込書により住所を調べ、整備・データベース化を行い、共済手帳の更新、退職金請求等の手続きをとるよう文書にて要請した。 調査対象者 1,743人 退職金支払件数 692人 また、長期未更新者調査対象外の被共済者についても加入時の住所を基に加入の古い者から住所の整備、データベース化を行い、これに併せ過去3ヵ年以上共済手帳の更新がなく、かつ、掛金納付実績24ヶ月未満の被共済者9,797人に対し、現況調査票を送付した。 調査対象者 9,797人 返納届提出等による返納処理 6,295人</p> <p>v) ホームページ、ポスター、パンフレット等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界紙等に注意喚起の記事を掲載した。 ・日社連情報 ・釀界タイムス <p>vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、住所情報をデータベース化した。（2,410人）</p>	調査対象者	手帳更新	請求受付	35人	9人	7人	調査対象者	手帳更新	請求受付	22人	6人	2人	調査対象者	手帳更新	退職金請求	移動通算	7,339人	76人	3,999人	9人
調査対象者	手帳更新	請求受付																					
35人	9人	7人																					
調査対象者	手帳更新	請求受付																					
22人	6人	2人																					
調査対象者	手帳更新	退職金請求	移動通算																				
7,339人	76人	3,999人	9人																				

	<p>を本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、共済手帳に住所欄を設けて被共済者に記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p>	<p>本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化する。また、被共済者に共済手帳の住所欄を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化する。</p> <p>なお、本調査を実施する際には、関係業界団体に対し、協力を要請する。</p> <p>iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) ホームページ、事業主団体の広報誌及びポスターなどを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p>	<p>ii) 共済手帳の更新時において、共済手帳に記入された被共済者の住所のデータベース化を行った。(1,091人)</p> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。(今年度新たに上記対象者となった161名に対し、長期未更新者調査を実施した) 全国森林組合連合会全国指導部課長会議に出席し、長期未更新者調査の現況報告及び協力依頼を行った。(8/4)</p> <p>・22年度末累計</p> <table border="1" data-bbox="1581 714 2416 826"> <thead> <tr> <th>調査対象者</th><th>手帳更新等 (含移動通算)</th><th>退職金請求</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,103人</td><td>574人</td><td>3,091人</td></tr> </tbody> </table> <p>iv) 前記iii) によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>v) ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行い、併せて振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起の呼びかけを広報紙に掲載依頼した。(8/5)(掲載市町村53件)林野庁メールマガジンにも同内容の呼びかけを掲載。(9/20号)</p> <p>vi) 全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。(7/20発送)</p>	調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求	6,103人	574人	3,091人
調査対象者	手帳更新等 (含移動通算)	退職金請求							
6,103人	574人	3,091人							

評価の視点等	評価項目7 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組	自己評価 A	評定 A
		長期未更新者調査などの各種取組により、手帳更新、退職金請求などの改善が見られた。また、被共済者の住所の把握や周知広報は着実に進めることができた。	(評定理由) 特定業種退職金共済事業における長期未更新者への取組については、長期未更新者調査などの各種取組により、手帳更新、退職金請求などの改善が見られたほか、被共済者の住所の把握や周知広報を着実に進めるなど、徹底した取組がなされている。また、証紙販売額と貼付確認額の差額が目標130億円のうち81億円を達成している点は評価すべき点である。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標]	・共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。	共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、19年度と比較して約81億円減少した。	
[評価の視点]	・共済手帳の長期未更新者への個別の要請等の取組を着実に実施しているか。	実績：○ 確実な退職金支給のため、新規加入者に対する加入通知の発送、既加入者に対する長期未更新調査、関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレットの活用等、計画に基づき積極的に取り組んだ。 建退共事業においては、 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。また、被共済者重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止したほか、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 清退共事業においては、 計画上の確実な退職金支給のための取組のほか、長期未更新者調査の対象外の被共済者についても、加入時の住所を基にデータベース化を進めるとともに、現況調査を行い、これに基づく適切な処理を実施した。 林退共事業においては、 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 (業務実績第2.1. (2) (P. 16~19) 参照)	(各委員の評定理由) ・未更新者への着実な周知が実行されている。証紙販売額と貼付確認額の差額が目標130億円のうち81億円を達成している。とりわけこの一年で60億円は大きい。 ・共済証紙の適正な貼付に向けた取組等について、計画を上回っていると評価できる。 ・着実に実績を確保。さらなる取り組みを期待する。 ・困難な課題について前進したことは評価すべき。 ・フォローアップ調査の努力がなされている。 ・徹底した取組がなされている。
	・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。	実績：○ 関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 建退共事業においては、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 清退共事業においては、全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 林退共事業においては、長期未更新者への取組の一環として、国有林野事業受託事業体及び認定事業体について加入・履行状況を把握し、未加入・証紙未購入及び未更新の事業体に対し、加入・履行要請を行うと共に、未加入事業体及び不履行事業主の名簿を林野庁に提供し、加入促進及び履行確保の協力を要請した。 (業務実績第2.1. (2) (P. 16~19) 参照)	(その他意見) ・事業者側の意識に対する対策はどのようにしているのか。事業主の理解向上のための対策も考えられているのか。ホームページの活用はどのようになされているのか。業界団体を通しての努力はされているようだが。

- ・建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。

実績：○

共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。

(業務実績第2.1. (2) (P.17) 参照)

(評価項目 7)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績
2 サービスの向上 (1) 業務処理の迅速化 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画実施に併せ、4事業本部一体となり処理期間を短縮すること。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 機構が作成した「事務処理等の改善計画」に基づき、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る。また、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて同計画の見直しを行う。さらに業務改善等に関して職員から幅広い意見を求める。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 各事業本部及び総務部各課(室)において、諸手続・事務処理等の再点検を実施し、平成22年度の実績のとりまとめ及び平成23年度以降の「事務処理改善計画」の作成を行った。 【22年度事務処理改善実績】 機構内事務処理に関すること 48件 加入者が行う手続に関すること 22件 (機構内事務処理等の主な改善) ・申込書の様式変更(同居の親族有無、ホームページ掲載の項目等を追加)(中退共) ・関係書類綴ファイルの16穴を2穴の汎用品に変更(中退共) ・電話交換業務と電話相談業務の統合を実施し、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った(中退共) (加入者が行う手続の主な改善) ・ホームページに共済契約者検索システムを追加(清退共・林退共) ・業務・システム最適化計画の実施に併せ、共済手帳更新申請書等を単票方式に変更し、提出書類の軽減を図った。(建退共) (その他) ・「業務改善目安箱」に寄せられた提案を担当部署で検討し、検討結果を全役職員等に周知した。(9/13) ・業務・システム最適化計画の実施に併せ、建退共・清退共・林退共の使用する各様式の共通化及び共通のOCRシステムを使用するための規格の統一化を図った。(特退共) (中退共事業) 各部において、職員から幅広い意見を求め、諸手続及び事務処理等の再点検を行った。 ・中退法施行規則の一部を改正する省令に係る事務手続きに関しては、事務手続きの簡素化を含め、手続上必要な書類等の検討、作成、事務取扱要領の見直しを行った。 ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災加入者に対し、特別措置を実施し迅速に対応した。 [契約関係] ・掛金納期延長 ・掛金未納正当理由申立 ・退職金共済手帳再発行 [給付関係] ・退職金請求書の再発行 ・請求書に添付する書類の代用 ・遺族請求の死亡確認 ・支払通知書紛失による再発行 (建退共事業・清退共事業・林退共事業) ・東日本大震災の被害に遭われた加入の方々に対する特例措置を実施 (共済手帳の取り扱いについて) ・貼付実績については、原則として申し出のあった枚数を認める。ただし、紛失の場合は最終手帳の交付年月から罹災日まで起算した暦日の範囲内とし、建退共においては250日、清退共においては180日、林退共においては204日を上限とした。 (退職金の請求の取り扱いについて) ・退職金請求事由に応じて必要となる事業主の証明がとれない場合は、当該事業所の「罹災証明書」(写しでも可)をもって証明に代えることとした。 ・請求人の印鑑がない場合は、請求人の捺印での手続を可能とした。 (共済証紙(損傷・滅失)に関する取り扱いについて) ・滅失については、申し出の残存共済証紙について正当性が認められた場合に滅失したものと見做し、損傷・滅失とともに同種同数の共済証紙を再交付することとした。

	<p>② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、業務・システム最適化計画の実施に併せ、以下のとおり退職金等支給に係る処理期間の短縮等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 中退共事業においては、引き続き受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）に支払う。 ii) 建退共事業においては、引き続き受付から 30 日以内に支払う。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内に支払う。 <p>現行の退職金等支給に係る処理期間は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 中退共事業においては 25 日以内。 ii) 建退共事業においては 30 日以内。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては 39 日以内。 	<p>② 契約及び退職金給付に当たり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）。 ii) 建退共事業においては、受付から 30 日以内。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 39 日以内。ただし、システム最適化後においては、受付から 30 日以内。 	<p>② 契約及び退職金給付にあたり、引き続き厳正な審査を実施するとともに、以下の処理期間内に退職金給付を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 中退共事業においては、受付から 25 日以内に支払った。 ii) 建退共事業においては、受付から 30 日以内に支払った。 iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から 39 日以内に支払った。ただし、システム最適化後においては、受付から 30 日以内に支払った。
--	---	---	--

評価の視点等	評価項目 8 業務処理の簡素化・迅速化	自己評価	A	評定	A
		(評定理由)			
	退職金等支給に係る処理期間について、各事業本部とも年度計画の目標を達成した			(評定理由)	業務処理の簡素化・迅速化については、システム最適化後においては、特退共すべての事業において30日以内の処理期間が達成できたことは大きな進展である。また、東日本大震災に関し、各種手続を簡素化するなど加入者の利便性向上のため迅速に対応したことも評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標]	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業においては、受付から25日以内。 建退共事業においては、受付から30日以内。 清退共事業及び林退共事業においては、受付から39日以内。ただし、システム最適化後においては、受付から30日以内。 		<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業においては、受付から25日以内に支払った。 建退共事業においては、受付から30日以内に支払った。 清退共事業・林退共事業においては、受付から39日以内に退職金を支払った。ただし、システム最適化後においては、受付から30日以内に支払った。 <p>(業務実績第2.2. (1) ② (P. 23) 参照)</p>	(各委員の評定理由)	<ul style="list-style-type: none"> システム最適化後においては、特退共すべての事業において30日以内の処理期間が達成できたことは大きな進展である。 計画どおりに行っているとともに、震災対策の臨時措置も評価できる。 多大な努力をされており、きちんと目標を達成。 細かい部分の検討がなされている。処理期間の短縮の努力がなされている。 処理期間について、清退、林退ともに30日以内にできた。
[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の再点検を行い、平成22年度の実績のとりまとめ及び平成23年度以降の「事務処理改善計画」の作成、見直しを行った。 中退共事業においては、中退法施行規則の一部を改正する省令に係る事務手続きの検討、見直しを行った。 建退共事業においては加入者が行う諸手続及び事務処理等について、業務・システム最適化計画の実施に併せ、提出書類の軽減、共済手帳重複手続きの簡素化を図った。 各事業本部とも東日本大震災に係る特例措置の実施を簡便かつ迅速に対応した。 <p>(業務実績第2.2. (1) ① (P. 22) 参照)</p>				
・ 職員等の提案を受けながら、業務改善の取組を適切に講じているか。	実績：○		<ul style="list-style-type: none"> 「業務改善目安箱」に寄せられた提案を担当部署で検討し、検討結果を全職員に周知した。 <p>(業務実績第2.2. (1) ① (P. 22) 参照)</p>		
・ 「業務・システム最適化計画」の実施に併せ、退職金支給に係る処理期間の短縮が行われているか。	実績：○		<ul style="list-style-type: none"> 清退共事業・林退共事業においては、受付から39日以内に退職金を支払った。ただし、システム最適化後においては、受付から30日以内に支払った。 <p>(業務実績第2.2. (1) ② (P. 23) 参照)</p>		

(評価項目 8)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事業年度計画	平成 22 事業年度業務実績
(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

これまでの加入者の照会・要望等への対応に係る取組に加え、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させること。

また、共済契約者等からの相談については、回答の標準化によりホームページ等を活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組を検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図ること。

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ&Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組を検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。

② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のQ&A等に反映するなど回答の標準化等を図る。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるよう、加入事業所情報を掲載する。個別の相談業務については、引き続き電話等により行うなどサービス向上を図る。

② 電話交換業務と電話相談業務を統合し、お客様からの相談案件について、電話交換手を経由せず回答を行うことにより、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図る。

③ 相談業務については、引き続き相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。

(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等

① 加入の要望の強かった同居の親族のみの事業について、前年度に実施した働き方の実態調査をもとに中退法施行規則の一部改正につなげ、公布から施行までの短い準備期間の中で円滑な施行を図った。

ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、Q&Aに対する意見等を集計した。
(添付資料③ ホームページサイトマップ)

参考になった	どちらでもない	ならなかった	コメント	計
1,580 件	58 件	158 件	200 件	1,996 件

- ・共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のQ&A等に反映するなど回答の標準化等につとめた。
- ・中退共事業においては、平成 23 年 1 月 1 日施行の中退法施行規則の一部を改正する省令について、ホームページに掲載するとともに、中退共制度の改正内容（冊子）、改正概要のちらしを作成し周知を図った。
- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災地域に対しては、お見舞い文及び加入者に対する特例措置の対応をホームページに掲載した。また、被災地域の共済契約者に対しては、4 月 1 日にお見舞い文と特別措置に関する文書を送ることとした。
- ・清退共及び林退共事業においては、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報を掲載した（4 月 1 日）これによりすべての事業本部で被共済者が直接情報を入手できることになった。
- ・個別の相談業務については、懇切丁寧な対応を徹底し回答の標準化に努めるとともに、引き続き電話により行うなどサービス向上を図った。

② 電話交換業務と電話相談業務を統合し、お客様からの相談案件についてワンストップで正確な回答ができるよう心掛け、サービスの迅速化と電話対応業務体制の効率化を図った。

③ 相談業務における各本部の応対マニュアルの実態を把握するため、ホームページからのご意見ご質問及びご利用者の声ハガキを基に相談業務の満足度の集計し、各本部に周知している。なお、12 月からご利用者の声ハガキをアンケート記入用紙に変更し、相談コーナー来訪者の相談用件を新たに集計できるようにした。

(添付資料④ ホームページ上における照会・要望の受付状況(22 年度))

(添付資料⑤ 「ご利用者の声」 22 年度集計結果)

○ホームページからの「ご意見ご質問」受付件数は、1,247 件であった。

内、苦情は 14 件であった。いただいたご意見・ご質問等については、すべて速やかに対応している。

○相談窓口に設置した「ご利用者の声ハガキ」受付件数

合 計	非常に役にたった	役にたった	どちらともいえない	役にたなかつた	全く役にたなかつた	お礼意見	苦情意見	その他意見
151 件	107 件	43 件	1 件	0 件	0 件	18 件	0 件	43 件

※ハガキ記載のご意見例

- ・「電話ではお聞きしにくい点をご説明していただき大変参考になりました。」
- ・「ネットで調べるだけでわからなかつた事が聞けて安心できました。」
- ・「説明会を中国地方で開催してください。」

	<p>③ 共済契約者等に対する機関誌等を縮減し、ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。</p> <p>④ ホームページを活用した機構の組織、業務、資産運用及び財務に関する情報を公開するとともに、閲覧者の使いやすさの観点から、適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供する。</p>	<p>○相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底するとともに、相談業務の質を向上させるため、相談対応Q&Aの追加の事例及び修正を行い回答の標準化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別相談員等に、平成23年1月1日施行の「加入対象者見直し」に係る改正内容について、相談者に対する統一的な説明ができるように、各コーナーへ訪問説明を実施した。(中退共) ・相談員連絡会(5月)を開催し、相談員の1年間の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。(清退共) <p>④ 「年間ホームページ掲載計画」を基にホームページを適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。また、東日本大震災による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域における特例措置及びフリーコールの設置等を直ちに周知するなど、最新の情報を迅速に提供した。</p> <p>【主な更新情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22事業年度計画 ・平成21事業年度財務諸表 ・平成21年度事業報告書及び業務実績の評価結果 ・平成21事業年度資産運用評価報告書 ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・中退共TV-CM動画 ・中退法施行規則の一部を改正する省令のお知らせ ・中退法施行規則の一部改正に伴うダウンロード様式の追加・変更および手続きの掲載 ・機構の温室効果ガス排出量について掲載 ・「事業年報(建設業) 平成21年度」 ・「事業月報(建設業)」(毎月) ・清退共の季報 ・林退共の季報 ・中退共の委託事業主団体事務取扱要領を新規掲載
--	--	--

評価の視点等	評価項目 9 情報提供の充実等	自己評価 A	評定 A
		ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めるとともに、回答の標準化等を図った。	(評定理由) 情報提供の充実等については、苦情等の情報を漏らさず改善に利用する仕組みを整えているほか、電話対応業務体制の効率化など、双方向の情報の充実に努めている。内容の充実を図ったことにより、ホームページのアクセスが目標を大幅に上回るなど、大きな成果を上げている。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標] ・第一期中期目標最終年度（19年度）と比べてホームページアクセス件数が10%以上増加しているか。		・第一期中期目標最終年度（19年度）と比べて機構ホームページアクセス件数が約45.9%増加した。 平成19年度 194,038件 ⇒ 平成22年度 283,124件 (平成21年度 266,369件)	
[評価の視点] ・ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。		実績：○ 「年間ホームページ掲載計画」を基に適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。また、東日本大震災による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域における特例措置及びフリーコールの設置等を直ちに周知するなど、最新の情報を迅速に提供した。中退共事業においては、中退法施行規則の一部を改正する省令に係る事務手続きの周知についても迅速に対応した。 (業務実績第2.2. (2) ①、④ (P. 25. 26) 参照)	(各委員の評定理由) ・苦情等の情報を漏らさず改善に利用する仕組みは高く評価する。 ・ホームページのアクセス件数が大幅に増えるなど、計画を上回っている。 ・ホームページのアクセスが目標を大幅に上回るなど、大きな成果を上げている。 ・電話対応業務体制の効率化は重要。双方向の情報の充実に努めている。 ・ホームページアクセス件数で目標を達成し、震災時の特例措置とフリーコールの設置を行った。
・共済契約者等からの要望苦情に対して分析対応など業務改善の取組を適切に講じているか。		実績：○ ご利用者の声ハガキをアンケート記入用紙に変更し、相談コーナー来訪者の相談用件を新たに集計できるようにし、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供している。 (業務実績第2.2. (2) ③ (P. 25) 参照)	(その他意見) ・フリーコールはどのくらいの件数だったのか。
・相談業務における加入者の照会・要望等への適切な対応に向けた取組が実施されているか。		実績：○ 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務については、懇切丁寧な対応を行うとともに、ホームページ上のQ&A等に反映するなど情報提供の充実を図った。 (業務実績第2.2. (2) ③ (P. 25) 参照)	

(評価項目9)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績
(3) 積極的な情報の収集及び活用 加入者の要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的な情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	(3) 積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。 ③ 中退共事業においては、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度のあり方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。	(3) 積極的な情報の収集及び活用 ① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を2回以上開催し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載する。 ③ 中退共事業においては、中退共制度に加入している企業及び従業員（5,500所、有効回答数2,652所、回答率48.2%）を対象に、中退共ホームページに対するニーズや利用状況の把握、事務手続き等に対する要望を調査目的とした「退職金実態調査」を10月に実施し、平成23年2月に調査結果を集計し、報告書を作成した（ホームページには平成23年5月18日掲載）。 【調査項目】 ・ホームページについて ・中退共制度について	(3) 積極的な情報の収集及び活用 ① 中退共参与会(11/17)、特退共参与会(11/25)をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の21年度の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果について報告を行った。 また、中退共制度における省令改正や雇用・能力開発機構の廃止に伴う勤労者財産形成業務の移管等最近の機構をとりまく状況についての報告を行い、参与からの意見を聴取した。 なお、中退共、特退共の合同参与会(3/28)を開催する予定であったが、東日本大震災により開催延期とした。

評価の視点等	評価項目 10 積極的な情報の収集及び活用	自己評価 B	評定 B
[数値目標]	—	参与会における有識者の意見及び実態調査の結果を踏まえ今後の業務運営のあり方を検討した。	(評定理由) 積極的な情報の収集及び活用については、参与会における有識者の意見及び実態調査の結果を踏まえ今後の業務運営のあり方を検討するなど、情報の収集を効果的に行っている。 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。
[評価の視点]	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。 	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部の有識者で構成する中退共参与会、特退共参与会をそれぞれ開催し、各共済事業の概況、機構の21年度の業務実績に対する独法評価委員会の評価結果について報告を行った。 また、中退共制度における省令改正や雇用・能力開発機構の廃止に伴う勤労者財産形成業務の移管等最近の機構をとりまく状況についての報告を行い、参与からの意見を聴取した。 <p>(業務実績第2.2. (3) ① (P. 28) 参照)</p>	(各委員の評定理由) <ul style="list-style-type: none"> ・これまでのシステムを十分に維持しつつ、情報の収集を効果的に行っている。 ・計画どおりに行っていると評価できる。 ・着実な目標の達成。 ・事業主にとってのバックアップ機能としてある。
・各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・中退共事業においては、平成22年度に実施した「退職金実態調査」の調査結果を取りまとめ、報告書を作成した。 <p>(業務実績第2.2. (3) ②、③ (P. 28) 参照)</p>	

(評価項目 10)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績																																																																																
3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施	3 加入促進対策の効果的実施																																																																																
<p>中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘査して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定め、これを達成するため、中小企業退職金共済事業への加入促進対策を効果的に実施すること。</p> <p>(1) 加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘査して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 中退共事業においては 1,943,000人</td> <td>② 建退共事業においては 640,000人</td> <td>③ 清退共事業においては 750人</td> </tr> <tr> <td>④ 林退共事業においては 11,500人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 2,595,250人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。</p> <p>① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページ等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。</p>	① 中退共事業においては 1,943,000人	② 建退共事業においては 640,000人	③ 清退共事業においては 750人	④ 林退共事業においては 11,500人			合計 2,595,250人			<p>(1) 加入目標数 平成 22 年度における新たに各退職金共済事業に加入する被共済者数の目標を、次のように定める。</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 中退共事業においては 403,600人</td> <td>② 建退共事業においては 127,000人</td> <td>③ 清退共事業においては 150人</td> </tr> <tr> <td>④ 林退共事業においては 2,300人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 533,050人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施する。なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼する。</p> <p>① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県支部(建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47か所)、相談コーナー(中退共事業8か所、建退共事業2か所)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。</p>	① 中退共事業においては 403,600人	② 建退共事業においては 127,000人	③ 清退共事業においては 150人	④ 林退共事業においては 2,300人			合計 533,050人			<p>(1) 加入目標数 平成 22 年度における新たに各退職金共済事業に加入した被共済者数は以下のとおり。</p> <table> <thead> <tr> <th>22 年度</th> <th>機 構</th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標(人)</td> <td>533,050</td> <td>403,600</td> <td>127,000</td> <td>150</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>加入実績(人)</td> <td>566,357</td> <td>439,272</td> <td>124,519</td> <td>156</td> <td>2,410</td> </tr> <tr> <td>達成率(%)</td> <td>106.2</td> <td>108.8</td> <td>98.0</td> <td>104.0</td> <td>104.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 21 年度</p> <table> <thead> <tr> <th>21 年度</th> <th>機 構</th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入目標(人)</td> <td>534,060</td> <td>400,600</td> <td>131,000</td> <td>160</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>加入実績(人)</td> <td>552,463</td> <td>404,586</td> <td>144,944</td> <td>155</td> <td>2,778</td> </tr> <tr> <td>達成率(%)</td> <td>103.4</td> <td>101.0</td> <td>110.6</td> <td>96.9</td> <td>120.8</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、適年の未移行企業に対して各地で制度説明会の開催や相談会の開催、アンケート調査による個別企業訪問等を積極的に実施して加入促進に努めた結果、目標を大幅に上回る（達成率 108.8%）加入者の獲得となった。 ・建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、この度の東日本大震災の影響等により加入目標をわずかに下回った。（参考）中期計画目標 20～22 年度に対する達成率 103.3% ・清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨に重点を置いた活動を実施した結果、目標の達成率は 104.0% であった。 ・林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨や、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施した結果、目標の達成率は 104.8% であった。 <p>(2) 加入促進対策の実施 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を費用対効果を踏まえ実施した。また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係機関等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。</p> <p>① 広報資料等による周知広報活動 イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構(各本部、都道府県支部(建退共事業、清退共事業、林退共事業各々47か所)、相談コーナー(中退共事業8か所、建退共事業2か所)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を実施した。</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共事業</th> <th>建退共事業</th> <th>清退共事業</th> <th>林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パンフレット等の配布</td> <td>3,500 部</td> <td>59,737 部</td> <td>560 部</td> <td>940 部</td> </tr> <tr> <td>備付先</td> <td>7 か所</td> <td>49 か所</td> <td>47 か所</td> <td>47 か所</td> </tr> </tbody> </table>	22 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標(人)	533,050	403,600	127,000	150	2,300	加入実績(人)	566,357	439,272	124,519	156	2,410	達成率(%)	106.2	108.8	98.0	104.0	104.8	21 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	加入目標(人)	534,060	400,600	131,000	160	2,300	加入実績(人)	552,463	404,586	144,944	155	2,778	達成率(%)	103.4	101.0	110.6	96.9	120.8		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	パンフレット等の配布	3,500 部	59,737 部	560 部	940 部	備付先	7 か所	49 か所	47 か所	47 か所
① 中退共事業においては 1,943,000人	② 建退共事業においては 640,000人	③ 清退共事業においては 750人																																																																																	
④ 林退共事業においては 11,500人																																																																																			
合計 2,595,250人																																																																																			
① 中退共事業においては 403,600人	② 建退共事業においては 127,000人	③ 清退共事業においては 150人																																																																																	
④ 林退共事業においては 2,300人																																																																																			
合計 533,050人																																																																																			
22 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																																														
加入目標(人)	533,050	403,600	127,000	150	2,300																																																																														
加入実績(人)	566,357	439,272	124,519	156	2,410																																																																														
達成率(%)	106.2	108.8	98.0	104.0	104.8																																																																														
21 年度	機 構	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																																														
加入目標(人)	534,060	400,600	131,000	160	2,300																																																																														
加入実績(人)	552,463	404,586	144,944	155	2,778																																																																														
達成率(%)	103.4	101.0	110.6	96.9	120.8																																																																														
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																																																																															
パンフレット等の配布	3,500 部	59,737 部	560 部	940 部																																																																															
備付先	7 か所	49 か所	47 か所	47 か所																																																																															

	<p>に、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施する。</p> <p>また、中退共事業及び建退共事業においては、制度紹介用動画をホームページ上で配信する。</p> <p>□ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>□ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。</p> <p>また、中退共事業及び建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布する。</p>	<p>(注) ・備付先には、本部は含まない。 ・各支部、相談コーナーには、4共済制度のパンフレットを相互に備付けている。</p> <p>○中退共事業においては、 ・22年度版のポスター、ちらしを作成し、関係機関及び事業主団体等に配布して共済制度の周知広報を図った。この作成に当たっては、制度を認識させるための効果的なポスター等の製作に努めた結果、例年を大幅に上回る送付依頼があった。(ポスター昨年度比21%増、パンフレット昨年度比55%増) ・平成22年11月公布の省令改正に伴い「改正概要ちらし」を作成し周知のために配布した(12月～)。 ・パンフレット類(あらまし、お知らせ、Q&A)については、省令改正の内容を反映したものに修正し、3月に関係機関及び委託団体に発送した。 ・引き続き制度紹介用動画をホームページ上で配信した。(省令改正に伴い内容を一部修正)(アクセス件数 9,052件) ・ホームページに、テレビCM用に作成した動画を配信した。(10月～1年間)(アクセス件数 1,719件)</p> <p>○建退共事業においては、 ・建退共事業においては、引き続き制度紹介用動画をホームページ上で配信した。</p> <p>□ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。</p> <p>【広報資料の窓口備付】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">依頼した団体等の数</th> <th style="text-align: center;">中退共事業</th> <th style="text-align: center;">建退共事業</th> <th style="text-align: center;">清退共事業</th> <th style="text-align: center;">林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7,010件</td> <td style="text-align: center;">2,785件</td> <td style="text-align: center;">478件</td> <td style="text-align: center;">331件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資料配布部数</td> <td style="text-align: center;">174,530部</td> <td style="text-align: center;">70,180部</td> <td style="text-align: center;">3,924部</td> <td style="text-align: center;">1,943部</td> </tr> </tbody> </table> <p>【記事掲載依頼】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">依頼した団体等の数</th> <th style="text-align: center;">中退共事業</th> <th style="text-align: center;">建退共事業</th> <th style="text-align: center;">清退共事業</th> <th style="text-align: center;">林退共事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6,452件</td> <td style="text-align: center;">1,797件</td> <td style="text-align: center;">6件</td> <td style="text-align: center;">111件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掲載件数</td> <td style="text-align: center;">553</td> <td style="text-align: center;">166件</td> <td style="text-align: center;">4件</td> <td style="text-align: center;">7件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 (窓口備付け依頼 7,010件 174,530部) (記事掲載依頼 646件) ・6月のサブ月間に広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体(1,749)及び業務委託・復託団体(3,111)に行うとともに、職員及び普及推進員が事業主団体等を直接訪問し掲載依頼を行った。 (訪問による依頼 職員19件、普及推進員927件)その結果、553件の記事掲載があった。 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した。(362枚)</p> <p>○建退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料の窓口備付け依頼 2,785箇所 (内 窓口備付け 362箇所) 広報記事の掲載依頼 1,797箇所 (内 記事の掲載 166箇所) ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画を配布した。(192部)</p> <p>○清退共事業においては、 ・関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 広報資料配布 478所 3,924部 記事掲載依頼 5所 6件 (記事掲載 3所 4件(酒造情報9月号他))</p> <p>○林退共事業においては、 ・退職金共済制度及び加入促進強化月間にに関する記事が掲載。(林野庁メールマガジン 9/20、「森林組合」「林材安全10月号」、「OSAKA 林業雇用だより」「ひろしまの林業10月号」「長野の林業」「ふくしま林業労働確保支援セ</p>	依頼した団体等の数	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	7,010件	2,785件	478件	331件		資料配布部数	174,530部	70,180部	3,924部	1,943部	依頼した団体等の数	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	6,452件	1,797件	6件	111件		掲載件数	553	166件	4件	7件
依頼した団体等の数	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																												
7,010件	2,785件	478件	331件																													
資料配布部数	174,530部	70,180部	3,924部	1,943部																												
依頼した団体等の数	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																												
6,452件	1,797件	6件	111件																													
掲載件数	553	166件	4件	7件																												

	<p>ハ 新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p> <p>ニ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。</p> <p>ロ 中退共事業においては、今後とも高い成長が見込まれる分野の業種等に対する加入促進に重点をおいた対策を行う。</p>	<p>ハ 10月の加入促進強化月間に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施する。</p> <p>ニ 建退共事業においては、工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。</p> <p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員の業務において新規加入促進への重点化を図る。</p> <p>ロ 中退共事業においては、サービス業など、重点分野を絞った加入促進対策を検討し実施する。</p>	<p>ンターだより」7件)</p> <p>ハ 10月の加入促進強化月間に向けて、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。</p> <p>○中退共事業においては、 10月の加入促進強化月間に、以下のマスメディア等を活用した広報を実施した。 • 10月～12月の加入促進強化月間を含めた3か月間、地上波で全国ネットに近い放送番組において30秒のテレビCM放送を実施。 • 10月の加入促進強化月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、掛金助成自治体のホームページにバナー広告を掲載した。 【掲載先】東京都八王子市 他14自治体（9月～12月の間のいずれか2か月間で掲載） • バナー広告を実施中の助成自治体に対し中退共ホームページへのリンク及び資料配布等の加入促進を依頼。（15件）</p> <p>○建退共事業においては、 10月の加入促進強化月間に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。 i) 本部 業界新聞掲載 4回 ii) 支部 テレビ放送 37回 iii) ラジオ放送 388回</p> <p>○清退共事業においては、 10月の加入促進強化月間に、新聞等のマスメディアを活用した広報を実施した。 • 酿界タイムス（酒造名鑑）、日本杜氏組合連合会（日杜連情報）、尼崎地域産業活性化機構HP</p> <p>ニ 建退共事業においては、公共工事発注者（1,797箇所）に対し、受注事業者による「建退共現場標識」の掲示をするよう要請した。 • 要請依頼 6月28日 1,797箇所 • 説明会（本部実施分） 8月30日 茨城県、9月24日 大阪府、10月13日～14日 大分県、10月20日～22日 大分県</p> <p>② 個別事業主に対する加入勧奨等</p> <p>イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。</p> <p>○中退共事業においては、 • 普及推進員等による相談業務等を通じて個別事業主に対する加入勧奨を実施 未加入企業訪問数 12,862件 うち加入数 1,429件 • 職員と一体となった加入促進を図るため、普及推進員を全国から招致しての研修及び効果的な加入促進対策のための意見交換などを実施 • 統括推進員と地域ごとの普及推進員及び本部との連携を高めるため定例の打ち合わせ会議を実施。 東京11回、名古屋12回、大阪11回 • 賃金・退職金セミナー等の説明会に普及推進員が講師として出席（20件）</p> <p>○建退共事業においては、相談員により個別事業主に対する加入勧奨等と相談業務に対応した。</p> <p>○清退共事業においては、相談員連絡会（5月）を開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。</p> <p>ロ 中退共事業においてはダイレクトメールを送付（21年2月末：26,071件、22年1月末：5,000件）した医療福祉分野の事業所の追跡調査を行った結果、89所、850名の加入を確認した。（発送後累計：248所、1,464名）</p>
--	---	--	---

<p>ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化するとともに、委託先の拡大に努める。また、既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。</p> <p>ニ 関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。</p> <p>ホ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行いうよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。</p>	<p>ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行うほか、以下の取組を行う。また、既加入事業主に対して、年度を通じ一定期間追加申込みのない事業主に対して追加加入促進を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 社会保険労務士会等の業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、更なる復託先の拡大を依頼するなどの働きかけを行う。 ii) 関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー等での制度説明及び制度紹介用動画の活用を依頼する。 iii) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施した。また、未加入事業所を対象に機構が主催する一般制度説明会・個別相談会を東京都、関東近県、愛知県及び大阪府で開催した。 <p>ニ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。</p> <p>ホ 清退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行いうよう、文書等による加入勧奨を行った。 <p>具体的には、従来酒造期の終わる2月のみ新たに雇用した労働者の加入勧奨の文書を送付していたものを、年2回送付するとともに、過去2・3月に加入実績のあった事業主に対し電話により加入勧奨を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。(2社) <p>iii) 「全国酒類製造名鑑2010」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨・現況調査を行った。(286事業所)</p> <p>ヘ 林退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行いうよう、文書等による加入勧奨。(7/20) 	<p>ハ 機構から中退共事業への加入促進業務を受託した事業主団体等(3,586団体)による個別事業主に対する加入促進を実施(加入実績3,306所、14,588名)するとともに、委託先及び復託先の拡大を図るため、ホームページ等により業務委託契約に係る公募を行った(新規委託契約5件、復託契約53件)。</p> <p>また、既加入事業主に対し、「中退共だより9号」による追加加入・パート加入勧奨を行うとともに被共済者が退職した事業所のうち、その後1年間に追加加入のない当該事業所に対して「追加加入申込書」を送付し、追加加入勧奨を行った。(51,909件)</p> <p>i) 6月のサブ月間に業務委託団体(7団体)を訪問し、連携強化などの働きかけを行った。</p> <p>また、平成22年11月公布の中退共制度における省令改正への適切な対応を依頼するため、業務委託団体の上部団体等を訪問し改正内容の説明を実施するとともに、傘下の会員等への周知を依頼した(11月)。</p> <p>ii) 10月の加入促進強化月間活動に向けて関係官公庁及び社会保険労務士会等の団体が事業主等向けに開催する各種会議・セミナー時に制度紹介用動画の活用をしてもらうため、文書等による依頼を行った(動画CD362枚配布)。</p> <p>iii) 事業所訪問による無料相談の対象地域において訪問活動を実施した。また、未加入事業所を対象に機構が主催する一般制度説明会・個別相談会を東京都、関東近県、愛知県及び大阪府で開催した。</p> <p>【無料相談訪問件数】 390件：関東近県335件、愛知15件、大阪40件</p> <p>【一般制度説明会・個別相談会】(8回) 制度説明会参加者 308所 372人 個別相談会参加者 59所 説明会欠席者に資料の送付等 46所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料訪問相談依頼以外の未加入事業所に対する個別訪問を実施した。(83件) ・制度説明参加事業所に対してフォローアップを行った。(319件) <p>ニ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、建退共事業の未加入の事業主に対する個別訪問やダイレクトメールによる加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手元請事業所が開催する下請事業所が集う各種大会等の場を利用した加入勧奨等が可能か否か個別企業を訪問し調査した。 調査企業 元請事業所 11社 調査した全ての企業が各種大会等の場の活用は可能と回答。 ・事業主向け加入促進チラシを作成し、関係事業主団体へ送付して配布のお願いをした。(225,000部) ・未加入業者ダイレクトメール(15,000件)のうち、加入した事業所数485事業所 964人 <p>ホ 清退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行いうよう、文書等による加入勧奨を行った。 <p>具体的には、従来酒造期の終わる2月のみ新たに雇用した労働者の加入勧奨の文書を送付していたものを、年2回送付するとともに、過去2・3月に加入実績のあった事業主に対し電話により加入勧奨を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。(2社) <p>iii) 「全国酒類製造名鑑2010」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨・現況調査を行った。(286事業所)</p> <p>ヘ 林退共事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行いうよう、文書等による加入勧奨。(7/20)
---	---	--

	<p>③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p>	<p>による加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 関係事業主団体の名簿により、未加入事業主に対し、加入勧奨を行う。</p> <p>③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>ii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。</p> <p>iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv) 中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象としたイベント等へ参加する、または資料の備付けを依頼する等、制度の周知広報を行う。</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行う。</p>	<p>ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った。(691件)(10/29) また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った。加入事業所516件、未加入事業所175件 ・認定事業体に対し加入勧奨を行った。(1,116件)(3/31) 加入事業所668件、未加入事業所448件</p> <p>③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等</p> <p>〈中退共事業〉</p> <p>i) 都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した(47労働局)。 ・昨年度に引き続き、厚生労働省から都道府県労働局長あて賃金・退職金セミナーでの協力依頼(4/1)が発出されたことを踏まえ、理事長名により同局長宛に説明時間の確保や資料配布等の協力を依頼した(4/28)。 ・都道府県労働局が開催する適年移行等をテーマとする賃金・退職金セミナー等で職員又は普及推進員が制度の周知広報を行った(制度説明39か所、資料配布4か所)。</p> <p>ii) 都道府県及び市町村が開催する会議等で、制度の周知広報を実施した。(57回:東京都33回、栃木県1回、神奈川県1回、石川県13回、愛知県3回、奈良県2回、和歌山県1回、岡山県3回)。</p> <p>iii) 全国社会保険労務士会連合会あてに社会保険労務士会が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼(4/1)し、それを受け、全国社会保険労務士会連合会から都道府県社会保険労務士会に制度の普及促進の通達が発出された。(4/14) ・雇用・能力開発機構が主催する雇用管理者向けの研修会において制度説明を行った。(5回) ・その他委託事業主団体等が主催する説明会等に職員又は普及推進員が講師として出席した。(石川県労働保険事務組合連合会他25回) ・事業主団体の経営指導員に対する説明会に参加した。(岐阜県商工会連合会他4回) ・青色申告会が主催する相談会に相談員として出席した。(1回) ・その他の団体等が主催する会議に講師として出席した。(8回)</p> <p>iv) 東京都と連携し「産業交流展2010」ヘブース出展して、制度の周知広報を行った。 (東京 11/10~12) 来場者数合計 53,585人、出展企業 424社 事前に加入勧奨文書送付 未加入:332社、既加入:77社 ・中小企業庁及び中小企業基盤整備機構等が開催する、ベンチャー企業・新規創業企業等を対象とした「中小企業総合展」に本年度は一般出展企業多数の為、支援ブースが縮減され出展できることとなったが、資料設置を依頼するなどして制度の周知広報を行った。また、中小企業基盤整備機構から参加企業のデータの提供を受け、事前に文書送付による加入勧奨を実施した。 (大阪 5/26~28) 出展企業 446社 事前に加入勧奨文書送付 未加入:323社、既加入:123社 (東京 11/10~12) 出展企業 619社 事前に加入勧奨文書送付 未加入:478社、既加入:141社</p> <p>〈建退共事業〉</p> <p>i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入促進のための協力要請を行った。(15か所)</p>
--	---	---	---

	<p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>〈清退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。</p> <p>〈林退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請する。</p> <p>ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請する。</p> <p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。</p>	<p>ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 (11か所)</p> <p>iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 (233か所)</p> <p>iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 (129か所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大手元請事業者が開催した下請事業者に対する説明会 説明会 5社 参加企業数 1,025社 参加人数 1,420人 <p>〈清退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 (4/14)</p> <p>ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加による勧奨 11所(埼玉県酒造組合、長野県酒造組合他) ・資料配布による勧奨 9所 3,177部(山口県酒造組合等) <p>〈林退共事業〉</p> <p>i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した。 (4/14)</p> <p>ii) 林業雇用改善アドバイザー全国研修会に出席し、制度の周知広報を行った。 (6/24) また、ブロック林材安全会議に出席し、制度の周知広報を行った。 (9/15 関東・甲信越、10/5 近畿、10/7 中部・北陸、10/19 東北、10/25 北海道、11/11 中国・四国) ・全国林材業労働災害防止大会に出席し、制度の周知広報を行った。 (10/28 鳥取)</p> <p>④ 集中的な加入促進対策の実施</p> <p>イ 10月の加入促進強化月間に次のような活動を実施した。</p> <p>i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布</p> <table border="1" data-bbox="1572 1477 2661 1583"> <thead> <tr> <th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター</td><td>21,706部</td><td>11,998部</td><td>67部</td><td>—</td></tr> <tr> <td>パンフレット等</td><td>882,970部</td><td>75,407部</td><td>1,476部</td><td>1,943部</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、制度を認識させるための効果的なポスター等の製作に努めた結果、例年を大幅に上回る送付依頼があった(ポスター昨年度比21%増、パンフレット昨年度比55%増)。 ・建退共事業においては、費用対効果を勘案し、ポスターサイズの見直し(B2→B3)と職員によるポスターデザインの原案作成を行った。 <p>ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・88所(建退共事業) <p>iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1572 1927 2661 1996"> <thead> <tr> <th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施要綱の配布</td><td>29,273枚</td><td>11,012枚</td><td>1,476枚</td><td>1,943枚</td></tr> </tbody> </table>		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	ポスター	21,706部	11,998部	67部	—	パンフレット等	882,970部	75,407部	1,476部	1,943部		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	実施要綱の配布	29,273枚	11,012枚	1,476枚	1,943枚
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																							
ポスター	21,706部	11,998部	67部	—																							
パンフレット等	882,970部	75,407部	1,476部	1,943部																							
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業																							
実施要綱の配布	29,273枚	11,012枚	1,476枚	1,943枚																							

		<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省あて後援名義使用許可願 (6/30) ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付。 (9/1) ・機構ビル正面玄関に月間周知用の立て看板を設置した。 ・理事長等によるトップセールスを実施した。 (10 か所) ・月間協力依頼のため、職員又は普及推進員が首都圏（東京、神奈川、千葉、埼玉）の関係機関を訪問。 (49 件) <p>iv) 中退共事業においては、10 月実施の加入促進強化月間をより効果的なものとするため、6 月のサブ月間に以下の活動を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主団体等に対し理事長等によるトップセールスをした (8 か所) ・広報誌等への無料記事掲載依頼を、地方自治体 (1,749 件) 及び業務委託・復託団体 (3,111 件) に行うとともに、職員及び普及推進員が事業主団体を直接訪問し掲載依頼を行った。 <ul style="list-style-type: none"> (訪問による依頼 職員：19 件、普及推進員：927 件) (記事掲載 553 件) <p>□ 各退職金共済事業の具体的な活動としては、次のとおり。</p> <p>〈中退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 10 月の加入促進強化月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、10 月の加入促進強化月間を含めた 2 か月間 (10 月・11 月)、地上波で全国ネットに近い放送番組において 30 秒のテレビ CM 放送を実施するとともに、掛金助成自治体のホームページにバナー広告を掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> 【バナー広告掲載先】 東京都八王子市 他 14 自治体 (9 月～12 月の間のいずれかで掲載) ・ホームページに企業訪問による無料相談を掲載し、対象地域において訪問活動を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 【無料相談訪問件数】 28 件：近県 24 件、愛知 1 件、大阪 3 件 <p>ii) 未加入事業所を対象に機構が主催する一般制度説明会・個別相談会を首都圏、愛知県及び大阪府で開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 【一般制度説明会・個別相談会】(3 回) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>制度説明会参加者</td> <td>116 所</td> <td>135 人</td> </tr> <tr> <td>個別相談会参加者</td> <td>11 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>説明会欠席者に資料の送付等</td> <td>8 所</td> <td></td> </tr> </table> </p> <p>〈建退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> (開催日 10 月 1 日、参加団体 33 団体) ii) 未加入事業所を把握し、ダイレクトメールの送付による加入勧奨の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・未加入業者ダイレクトメール (15,000 件) のうち、加入した事業所数 485 事業所 964 人 (再掲) iii) 専門工事業団体の協力を得て、会員の専門工事業者に対する建退共制度の認知度等のアンケートを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 11 月 5 日 全国クレーン建設業協会 969 社 <p>iv) 労働者用リーフレットの備付・配布 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの提示依頼 関係行政機関、建設業団体等 (12,250 部) ・パンフレット等の配布・備付依頼 関係行政機関、建設業団体等 (43,946 部) </p> </p>	制度説明会参加者	116 所	135 人	個別相談会参加者	11 所		説明会欠席者に資料の送付等	8 所	
制度説明会参加者	116 所	135 人									
個別相談会参加者	11 所										
説明会欠席者に資料の送付等	8 所										

	<p>v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施</p> <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 酒造組合及び杜氏組合等の協力を得ることにより、杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底 ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページまたはその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 <p>〈林退共事業〉</p> <p>林業関係団体との連携強化を図り、林退共事業の周知徹底により、加入促進と履行の確保の実施。特に、各団体の未加入事業主リストを提示し、団体として加入促進に取り組むよう要請。</p> <p>⑤ 適格退職年金からの移行促進</p> <p>厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するための周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化するため、以下の取組を行った。</p> <p>i) 受託機関等と連携しつつ事業所訪問等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問等 901事業所 <p>ii) 機構が主催する説明会申込事業所等に対するフォローアップ及び個別相談会を実施するとともに、必要に応じて移行説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度中（九州・沖縄は平成19年度から）及び平成22年度中に適年移行に係る資料請求をした事業所情報（591事業所）を基に、未移行事業所に対し、アンケートを兼ねた無料相談申込書を同封して行ったフォローアップにより、訪問依頼があった事業所を訪問（45事業所）。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構主催個別相談会を8回実施した。（延べ38日間）152事業所 <table border="0"> <tr> <td>名古屋市</td> <td>2回（延べ10日間）</td> <td>42事業所</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>4回（延べ20日間）</td> <td>84事業所</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>2回（延べ8日間）</td> <td>26事業所</td> </tr> </table> ・機構主催移行説明会を8回実施した。320事業所 451名 <table border="0"> <tr> <td>機構ビル</td> <td>2回</td> <td>94事業所 144名</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>2回</td> <td>83事業所 105名</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>2回</td> <td>82事業所 122名</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>2回</td> <td>61事業所 80名</td> </tr> </table> ・関係機関等主催説明会へ講師派遣した。 	名古屋市	2回（延べ10日間）	42事業所	大阪市	4回（延べ20日間）	84事業所	福岡市	2回（延べ8日間）	26事業所	機構ビル	2回	94事業所 144名	名古屋市	2回	83事業所 105名	大阪市	2回	82事業所 122名	福岡市	2回	61事業所 80名	<p>v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施（再掲）</p> <table border="0"> <tr> <td>本部 業界新聞掲載</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>支部 テレビ放送</td> <td>37回</td> </tr> <tr> <td>ラジオ放送</td> <td>388回</td> </tr> </table> <p>〈清退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した。 <p>ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8/17 日本酒造組合中央会のホームページ、その発行する広報誌 ・9/1、2/1 NHK（54支局）への放送依頼 ・9/17 業界新聞等に情報掲載依頼2件 <p>〈林退共事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国森林組合連合会の全国指導部長会議において、加入促進と履行確保について協力要請。 ・認定事業体のうち、制度未加入の事業体のリストを林野庁に提供し、林野庁が都道府県担当者会議で加入指導を要請。 <p>⑤ 適格退職年金からの移行促進</p> <p>厚生労働省の協力を得て、適格退職年金から中退共事業への移行を促進するため、周知広報を組織的に展開するとともに、適格退職年金を受託する機関との連携を更に強化するため、以下の取組を行った。</p> <p>i) 受託機関等と連携しつつ事業所訪問等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問等 901事業所 <p>ii) 機構が主催する説明会申込事業所等に対するフォローアップ及び個別相談会を実施するとともに、必要に応じて移行説明会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度中（九州・沖縄は平成19年度から）及び平成22年度中に適年移行に係る資料請求をした事業所情報（591事業所）を基に、未移行事業所に対し、アンケートを兼ねた無料相談申込書を同封して行ったフォローアップにより、訪問依頼があった事業所を訪問（45事業所）。 <ul style="list-style-type: none"> ・機構主催個別相談会を8回実施した。（延べ38日間）152事業所 <table border="0"> <tr> <td>名古屋市</td> <td>2回（延べ10日間）</td> <td>42事業所</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>4回（延べ20日間）</td> <td>84事業所</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>2回（延べ8日間）</td> <td>26事業所</td> </tr> </table> ・機構主催移行説明会を8回実施した。320事業所 451名 <table border="0"> <tr> <td>機構ビル</td> <td>2回</td> <td>94事業所 144名</td> </tr> <tr> <td>名古屋市</td> <td>2回</td> <td>83事業所 105名</td> </tr> <tr> <td>大阪市</td> <td>2回</td> <td>82事業所 122名</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>2回</td> <td>61事業所 80名</td> </tr> </table> ・関係機関等主催説明会へ講師派遣した。 	本部 業界新聞掲載	4回	支部 テレビ放送	37回	ラジオ放送	388回	名古屋市	2回（延べ10日間）	42事業所	大阪市	4回（延べ20日間）	84事業所	福岡市	2回（延べ8日間）	26事業所	機構ビル	2回	94事業所 144名	名古屋市	2回	83事業所 105名	大阪市	2回	82事業所 122名	福岡市	2回	61事業所 80名
名古屋市	2回（延べ10日間）	42事業所																																																
大阪市	4回（延べ20日間）	84事業所																																																
福岡市	2回（延べ8日間）	26事業所																																																
機構ビル	2回	94事業所 144名																																																
名古屋市	2回	83事業所 105名																																																
大阪市	2回	82事業所 122名																																																
福岡市	2回	61事業所 80名																																																
本部 業界新聞掲載	4回																																																	
支部 テレビ放送	37回																																																	
ラジオ放送	388回																																																	
名古屋市	2回（延べ10日間）	42事業所																																																
大阪市	4回（延べ20日間）	84事業所																																																
福岡市	2回（延べ8日間）	26事業所																																																
機構ビル	2回	94事業所 144名																																																
名古屋市	2回	83事業所 105名																																																
大阪市	2回	82事業所 122名																																																
福岡市	2回	61事業所 80名																																																

			<p>岡山労働局(8/25)、関西経済連合会(8/31)、アリコジャパン(9/10)、山形県社会保険労務士会(9/21) 岡山県社会保険労務士会(2/4)</p> <p>iii) ホームページやプレスリリース等を活用した情報提供</p> <p>⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>イ 独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。</p> <p>ロ 建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。</p> <p>ハ いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p>	<p>iii) 適年制度実施事業所への移行促進及び新聞等の記事化を目的にホームページやプレスリリース等を活用した情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度の適年制度から中退共制度への移行状況をまとめた資料を発表(6/30)するとともに、ホームページに掲載(6/30) ・年金等の情報誌から適年移行に係る取材 「月刊・社会保険労務士」社会保険研究所 (添付資料⑥ 適格退職年金制度から中退共制度への移行について) <p>⑥ 他制度と連携した加入促進対策の実施</p> <p>イ 中退共事業においては、 ○独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張の際に地方公共団体を訪問して、助成・補助制度の拡大・充実の働きかけを実施（2回） (岐阜市、高山市) ・新たに掛金補助制度を実施した地方自治体（3 自治体） (岩手県岩泉町、群馬県大泉町、宮崎県綾町) <p>○10 月の加入促進強化月間において、中退共制度の広報を実施するにあたり、掛金助成自治体のホームページにバナー広告を掲載（9 月～12 月の間のいずれか 2 か月間で掲載、15 件）した。また、バナー広告を実施中の助成自治体に対し中退共ホームページへのリンク及び資料配布等の加入促進を依頼した。（15 件）</p> <p>ロ 建設業等に係る公共工事発注機関（1,797 箇所）に対し、受注事業者からの掛金収納書徴収及建退共加入履行証明書徴収の要請を行った。</p> <p>ハ いわゆる「緑の雇用」事業と連携した加入促進対策は以下のよう活動を行った。</p> <p>i) 平成 20 年度から実施している 3 年目研修（森林施業効率化研修）に合わせて、林退共事業への加入について関係機関から事業主に対して強力に指導するよう要請を行った。</p> <p>ii) 実施状況を踏まえ、実施事業体の林退共事業加入状況を関係機関に提供し、加入指導の要請を行った。 具体的には、全国森林組合連合会の全国指導部長会議に出席し、加入促進の協力依頼を行った。</p> <p>iii) 実施事業体に対し、研修生及び研修修了者の林退共事業への加入勧奨を行った。（578 件）（3/31） 未加入事業所 147 所 加入事業所 431 所 計 578 所 (添付資料⑦ 緑の雇用担い手育成対策事業)</p> <p>iv) 全国森林組合連合会の全国指導部長会議に出席し、加入促進の協力依頼を行った。</p>
--	--	--	---	--

評価の視点等	評価項目 1 1 加入促進対策の効果的実施	自己評価	A	評定	A
		(評定理由)			
			中小企業の厳しい経営環境状況の中、加入促進に努めた結果、加入目標を超えることができた。		(評定理由) 加入促進対策の効果的実施については、企業への個別対応等の努力がなされており、中退共、特退共ともにほぼ目標数値を大きくクリアしていることは、現下の経済状況では高く評価されるべきである。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標]新たに加入する被共済者目標数			加入目標の達成に向け積極的な取組を行った結果、機構全体としての、被共済者加入実績は、566,357人(対年度目標達成率106.2%)であった。 (業務実績第2.3. (1) (P. 30) 参照)		
[評価の視点]					(各委員の評定理由) ・中退共、特退共ともにほぼ目標数値を大きくクリアしていることは、現下の経済状況で高く評価される。 ・加入目標数等について、計画を上回っていると評価できる。 ・加入者の大幅増の達成。ただし、適格退職年金の切り替えという追い風の効果が大か。 ・困難な状況下で健闘していると思う。 ・加入促進対策として企業への個別対応の努力がなされている。 ・今期目標を5%以上超過達成した。
・加入目標数の達成に向けて着実に進展しているか。		実績: ○	・中退共事業においては、適年制度からの移行促進のため、各地で制度説明会の開催や相談会の開催、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策に努めた結果、目標を大幅に上回る(達成率は108.8%)加入者の獲得となつた。 ・建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、この度の東日本大震災の影響等により加入目標をわずかに下回った。(被共済者加入実績 124,519人 目標達成率98%) ・清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼をするとともに、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨に重点を置いた活動を実施した結果、目標の達成率は104.0%であった。 ・林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施することにより加入実績2,410人(達成率104.8%)を達成した。 (業務実績第2.3. (1) (P. 30) 参照)		(その他意見) ・適年からの移行がなくなる来年以降の奮起を期待。
・加入促進対策を効果的に実施しているか。		実績: ○	中退共事業においては、 ・適年制度からの移行促進のため、各地で制度説明会・相談会について昨年度を大幅に上回る回数の開催。また、事業所へのアンケート調査による個別企業訪問等も昨年度を約100件上回る件数実施。 ・職員と一体となった加入促進を図るために全国の普及推進員を招致しての研修及び効果的な加入促進対策のための意見交換などを実施。 ・制度を認識させるための効果的なポスターや制度改正内容の周知のためのパンフレット等の製作に努めた結果、例年を20%~55%と大幅に上回る送付依頼があった。 これらの対策により、中小企業の雇用状況が未だ改善されない中においても目標を上回る加入者の獲得となつた。 建退共事業においては、 ・ポスターの作成にあたり、サイズの見直しをするとともに、職員がデザインの原案を作成するなど経費削減に努めつつ、効果的な加入促進対策を実施した。 ・大手元請事業所が開催する下請事業所が集う各種大会等の場を利用した加入勧奨等が可能か否か個別企業を訪問し調査した結果、全ての企業から各種大会等の場の活用は可能と回答を得て加入勧奨を実施した。		

清退共事業においては、
・加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参
加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依
頼などの活動を行った。
・既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨に重点を置いた活動
を実施した。

林退共事業においては、
・国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など
優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規
雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施することにより加入実績、2,410
人(達成率104.8%)を達成した。
(業務実績第2.3. (1) (P. 30~38) 参照)

(評価項目 11)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 繢																	
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項																	
1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、以下の観点から、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を、必要に応じて見直しつつ、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。	1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 中退共事業においては、平成22年3月に開催された労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会で示された累積欠損金の解消の考え方の前提において、「中長期的な観点で確実な運用を実施することが肝要であり、短期的な金融動向に応じて現行の累積欠損金解消計画を改定することは適当ではない。」とされたことを踏まえ、現行の累積欠損金解消計画を継続することとした。																	
			(単位：百万円)																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 18 年度末</th><th>平成 19 年度末</th><th>平成 20 年度末</th><th>平成 21 年度末</th><th>平成 22 年度末</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中退共事業</td><td>15,115</td><td>156,381</td><td>349,280</td><td>195,647</td><td>205,709</td></tr> <tr> <td>林退共事業</td><td>1,396</td><td>1,357</td><td>1,495</td><td>1,401</td><td>1,409</td></tr> </tbody> </table>		平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	中退共事業	15,115	156,381	349,280	195,647	205,709	林退共事業	1,396	1,357	1,495	1,401	1,409
	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末															
中退共事業	15,115	156,381	349,280	195,647	205,709															
林退共事業	1,396	1,357	1,495	1,401	1,409															
			(添付資料⑧ 累積欠損金解消計画)																	
			<p>① 健全な資産運用及び積極的な加入促進による収益の改善 「資産運用の基本方針」に定めている最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するとともに、加入促進対策の実施により掛金収入の確保に努め、着実な累積欠損金の解消に努めた。</p> <p>② 事務の効率化等による経費節減 ホームページへの事業所名の掲載可否に関する事務等の効率化を図り、経費節減に努めた。業務経理への繰入額を22年度決算においては、予算と比較して371百万円（中退共事業363百万円、林退共事業8百万円）節減した。</p>																	
評価の視点等	評価項目 1.2 累積欠損金の処理	自己評価 B	評定 B																	
		資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施した。	(評定理由) 累積欠損金の処理については、資産運用と加入促進により改善の努力が行われており、市況ゆえに欠損金は増えたものの、運用自体は概ねベンチマーク並みである。 全体としては、概ね中期計画どおりと言える。																	
[数値目標] ・累損解消計画の年度ごとの解消目安額中退180億円 林退92百万円を達成しているか。	・資産運用の基本方針に基づき、安全かつ効率を基本として資産運用を実施したが、累積欠損金は、中退共事業においては1,957億円から2,058億円へ増加し、林退共事業においては1,401百万円から1,409百万円へ増加した。 (業務実績第3.1 (P.41) 参照)	実績： <input checked="" type="radio"/> 資産運用については、最適な資産配分である基本ポートフォリオに基づき資産運用を実施するとともに、効果的な加入促進対策の実施により掛金収入の確保に努め収益の改善を図った。 「累積欠損金解消計画」に基づき、資産運用について安全かつ効率的な運用を基本とし、着実な累積欠損金の解消に努めた。 (業務実績第3.1 (P.41) 参照)	(各委員の評定理由) ・市場の動向によって大きく左右される事項であるが、資産運用と加入促進により改善の努力は行われている。 ・計画どおりに推移している。 ・経済状況の影響もあるが、なお累積欠損金が増の状況である。 ・市況ゆえに欠損金は増えたが、ベンチマーク並みである。																	
[評価の視点] ・健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。	実績： <input checked="" type="radio"/> 22年度決算においては、業務経理への繰入額を予算と比較して371百万円（中退共事業363百万円、林退共事業8百万円）節減した。 (業務実績第3.1 (P.41) 参照)		(その他意見) ・累積欠損金の大幅増加は資産運用の環境悪化によるものとはいえ、経営に大きな影響を及ぼす問題である。資産運用の問題と併せ、十分配慮すべきである。																	
[評価の視点] ・事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。																				

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績					
2 健全な資産運用等 資産運用について、その健全性を確保するため、第三者による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。 また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行い、必要に応じその見直しを行う。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。 (添付資料⑨) 平成 22 事業年度資産運用に係るパフォーマンス状況 (添付資料⑩) 平成 22 事業年度に係る資産運用結果に対する運用目標等の部分に関する評価報告書					

	中退共 給付經理	建退共 給付經理		清退共 給付經理		林退共 給付經理
資産残高	3,605,511	828,504	32,903	5,111	342	13,615
運用等収入	35,068	8,119	286	44	4	136
運用等費用	24,490	1,774	80	12	-	2
決算利回り	0.30%	0.76%	0.62%	0.62%	1.09%	1.02%
当期純利益	△10,063	△8,744	△514	1,022	22	△9

注) 運用利回りは、費用控除後の数値である。

○中退共事業においては、

- ・平成 22 年度の資産運用は、委託運用については為替の円高進行、さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等によって、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなった。一方、自家運用では安定的にプラス収益を確保したことが寄与し、収益を確保した。
- ・数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、4 資産（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式）ともベンチマークを上回った。

前回の基本ポートフォリオ策定時より約 5 年が経過したことから、最適な基本ポートフォリオへの見直しを検討し、平成 23 年 4 月 1 日付で改定することとした。

・改定基本ポートフォリオは、現行の基本ポートフォリオと同じ 2.6% の期待収益率で、リスクが 3.02%（現行は 2.93%）の効率的フロンティア上のポートフォリオとした。

○現行基本ポートフォリオ

（期待収益率 2.6%、標準偏差 2.93%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	79.0%	10.0%	5.0%	6.0%
乖離許容幅	±7%	±4%	±2%	±2%

○改定基本ポートフォリオ

（期待収益率 2.6%、標準偏差 3.02%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	76.9%	7.7%	7.7%	7.7%
乖離許容幅	±5%	±3%	±2%	±3%

- ・基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の改正にあたっては、12 月 24 日開催の ALM 研究会において了承、1 月 25 日開催の資産運用委員会において承認され、1 月 31 日開催の理事会において決定された。

	<p>② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。</p> <p>② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回以上開催し、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、必要に応じその見直しを行う。</p>	<p>○建退共事業・清退共事業・林退共事業においては、各退職金共済事業の資産運用について、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証作業を実施し、その検証結果については、外部の専門家で構成する資産運用検討委員会(12/24)に諮り、助言を得た。その助言に基づき、現行基本ポートフォリオを継続することとした。また、「資産運用の基本方針」については、助言に基づき各事業の資産運用委員会での審議を経て、12月27日の理事会において決議し、変更を行った。</p> <p>② 各退職金共済事業の資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用委員会を四半期に1回以上開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づき各退職金共済事業の資産運用結果等を分析するとともに、毎月又は四半期単位の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1559 646 2585 788"> <thead> <tr> <th></th><th>中退共事業</th><th>建退共事業</th><th>清退共事業</th><th>林退共事業</th></tr> <tr> <th>開催回数</th><td>13回 (毎月)</td><td>5回 (四半期)</td><td>4回 (四半期)</td><td>4回 (四半期)</td></tr> </thead> </table> <p>(注)開催回数欄の下段()内は、原則の開催時期</p> <p>○中退共事業においては、資産運用委員会を毎月開催した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用計画、運用資産残高及び評価損益状況 ・委託運用に係る平成21年度総合評価及びシェア変更について ・有価証券信託に係る一部貸付先との取引再開について ・平成21年度金銭信託及び有価証券信託の運用結果 ・新団体生存保険第2特約及び金銭信託の増額について ・主要資産の相場見通し ・生命保険会社の21年度決算及び22年度上半期決算について ・委託運用における運用状況(金銭信託・有価証券信託) ・有価証券信託に係る委託金額の増額及び減額等について ・委託運用会社に対する実地調査結果報告について ・資産運用の基本方針改正について ・資産間リバランス及びシェア変更について ・外国株式1ファンドの解約及び外国債券1ファンドの減額について ・平成22年度委託ファンド総合評価及びシェア変更について ・新企業年金保険(一般勘定)に係る生命保険会社の評価・シェア変更基準の改正について ・指定証券会社の評価及び変更について ・コンサルティング業務に関するスケジュールについて <p>また、11月12日に臨時資産運用委員会を開催し、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅の見直し案を報告した。</p> <p>○建退共事業においては、資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回開催し、最新の情報を把握するとともに運用計画等の審議を行った。また、基本ポートフォリオの検証結果に伴う「資産運用の基本方針」の変更について審議した。</p> <p>(5回開催) 4月23日、7月1日、9月30日、12月27日、3月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期四半期の運用計画について ・前四半期および直近の運用状況について ・平成22年度における基本ポートフォリオの検証結果について ・株主議決権行使状況の概要について ・金銭信託受託運用機関の評価及び資産移管について <p>○清退共事業においては、資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。(4回開催) 6月30日、9月30日、12月27日、3月29日</p>		中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業	開催回数	13回 (毎月)	5回 (四半期)	4回 (四半期)	4回 (四半期)
	中退共事業	建退共事業	清退共事業	林退共事業								
開催回数	13回 (毎月)	5回 (四半期)	4回 (四半期)	4回 (四半期)								

		<ul style="list-style-type: none"> ・次期四半期の運用計画、前四半期の運用実績 ・生命保険資産による運用の状況 ・外国株式運用のモデル改良効果について ・基本ポートフォリオの検証結果について ・「資産運用の基本方針」の変更(案)について ・金銭信託定性評価・定量評価について ・金銭信託の議決権行使状況について <p>○林退共事業においては、 資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用委員会」を四半期に1回開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析した。その主な審議・報告内容は次のとおりである。(4回開催) 7月2日、9月29日、12月27日、3月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期四半期の運用計画、前四半期の運用実績 ・生命保険資産による運用の状況 ・基本ポートフォリオの検証結果について ・「資産運用の基本方針」の変更(案)について ・金銭信託定性評価・定量評価について ・金銭信託の議決権行使状況について <p>③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。</p> <p>③ 外部の専門家で構成する「資産運用評価委員会」に、平成21年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 (添付資料⑪ 平成21事業年度に係る資産運用結果に対する評価結果報告書)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">第1回 6/21</td> <td style="width: 85%;">平成21年度の資産運用結果について報告</td> </tr> <tr> <td>第2回 6/30</td> <td>部分評価書(案)の審議 各委員の了承後、7/2付けで部分評価を決定</td> </tr> <tr> <td>第3回 9/29</td> <td>平成21年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価及び最終評価書の取りまとめに向けた審議 第3回資産運用評価委員会(9/29)の審議を踏まえ、各委員と調整のうえ、「21事業年度評価報告書」を取りまとめ(10/27付け)、機構ホームページに公表した(11/16)。</td> </tr> </table> <p>○各事業本部とも運用全体の評価結果としては、運用の基本方針に沿って適正に行われた旨の評価を受けている。 【主な留意点と事後の運用への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・累積欠損金については、減少しているものの、累積欠損金解消計画に基づき、今後ともその早期解消に向けて、安全かつ効率を基本として、制度の健全性の向上に必要な収益の確保に努力することが期待される。(中退共・林退共) ・委託運用について、パフォーマンスが全体ではベンチマークを下回っていることから、各種指標の動きを十分踏まえ、パフォーマンスの改善に努めることが期待される。(中退共・建退共特別給付経理・清退共給付経理) ・委託先とのミーティング等を通じて、パフォーマンスの改善について、努力するよう依頼した。(建退共) <p>④ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、各退職金共済事業の概況、資産運用委員会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等)及び月別ベンチマーク收益率等を毎月厚生労働省に提供した。</p>	第1回 6/21	平成21年度の資産運用結果について報告	第2回 6/30	部分評価書(案)の審議 各委員の了承後、7/2付けで部分評価を決定	第3回 9/29	平成21年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価及び最終評価書の取りまとめに向けた審議 第3回資産運用評価委員会(9/29)の審議を踏まえ、各委員と調整のうえ、「21事業年度評価報告書」を取りまとめ(10/27付け)、機構ホームページに公表した(11/16)。
第1回 6/21	平成21年度の資産運用結果について報告							
第2回 6/30	部分評価書(案)の審議 各委員の了承後、7/2付けで部分評価を決定							
第3回 9/29	平成21年度資産運用結果の全般にわたる個別具体的な評価及び最終評価書の取りまとめに向けた審議 第3回資産運用評価委員会(9/29)の審議を踏まえ、各委員と調整のうえ、「21事業年度評価報告書」を取りまとめ(10/27付け)、機構ホームページに公表した(11/16)。							

評価の視点等	評価項目 1 3 健全な資産運用等	自己評価 B	資産運用は、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。結果として委託運用(金銭信託)では、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなつたが、自家運用では安定的にプラス収益を確保したことが寄与し、収益を確保した。また、運用のパフォーマンスについては、ベンチマークとほぼ同等のパフォーマンスが達成された。	評定 B																												
[数値目標]	・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。		<p>中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、4 資産（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式）ともベンチマークを上回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中退共</th> <th>時間加重 収益率</th> <th>ベンチマーク</th> <th>超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>1. 98%</td> <td>1. 81%</td> <td>0. 18%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△8. 97%</td> <td>△9. 23%</td> <td>0. 27%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△6. 70%</td> <td>△7. 54%</td> <td>0. 84%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>2. 42%</td> <td>2. 41%</td> <td>0. 01%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△1. 77%</td> <td>△1. 76%</td> <td>△0. 00%</td> </tr> </tbody> </table>	中退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率	国内債券	1. 98%	1. 81%	0. 18%	国内株式	△8. 97%	△9. 23%	0. 27%	外国債券	△6. 70%	△7. 54%	0. 84%	外国株式	2. 42%	2. 41%	0. 01%	合計	△1. 77%	△1. 76%	△0. 00%	<p>(評定理由)</p> <p>健全な資産運用等については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施されており、ベンチマークからのマイナスの乖離はほとんどなく、努力の結果が見られる。</p> <p>全体としては、概ね中期計画どおりと言える。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチマークからのマイナスの乖離はほとんどなく、健全な資産運用が行われている。 ・計画どおりであると評価する。 ・パフォーマンス状況に努力の結果が見られる。 ・資産運用については、適切な方針どおりに行っている。 <p>(その他意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用がベンチマーク並とはいえ、今後もこの傾向が続くようであれば経営責任を逃れられるものではない。何らかの手立てを考慮すべきであろう。 				
中退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率																													
国内債券	1. 98%	1. 81%	0. 18%																													
国内株式	△8. 97%	△9. 23%	0. 27%																													
外国債券	△6. 70%	△7. 54%	0. 84%																													
外国株式	2. 42%	2. 41%	0. 01%																													
合計	△1. 77%	△1. 76%	△0. 00%																													
			<p>建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、3 資産（国内債券・国内株式・外国債券）がベンチマークを上回り、1 資産（外国株式）がベンチマークを下回ったが、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.23%）となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建退共 (給付経理)</th> <th>時間加重 収益率</th> <th>ベンチマーク</th> <th>超過収益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>2. 01%</td> <td>1. 81%</td> <td>0. 21%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>△7. 27%</td> <td>△9. 23%</td> <td>1. 96%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>△7. 06%</td> <td>△7. 54%</td> <td>0. 48%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>1. 41%</td> <td>2. 41%</td> <td>△1. 00%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>0. 19%</td> <td>0. 07%</td> <td>0. 13%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△0. 42%</td> <td>△0. 65%</td> <td>0. 23%</td> </tr> </tbody> </table>	建退共 (給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率	国内債券	2. 01%	1. 81%	0. 21%	国内株式	△7. 27%	△9. 23%	1. 96%	外国債券	△7. 06%	△7. 54%	0. 48%	外国株式	1. 41%	2. 41%	△1. 00%	短期資産	0. 19%	0. 07%	0. 13%	合計	△0. 42%	△0. 65%	0. 23%	
建退共 (給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率																													
国内債券	2. 01%	1. 81%	0. 21%																													
国内株式	△7. 27%	△9. 23%	1. 96%																													
外国債券	△7. 06%	△7. 54%	0. 48%																													
外国株式	1. 41%	2. 41%	△1. 00%																													
短期資産	0. 19%	0. 07%	0. 13%																													
合計	△0. 42%	△0. 65%	0. 23%																													

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、3 資産（国内債券・国内株式・外国債券）がベンチマークを上回り、1 資産（外国株式）がベンチマークを下回ったが全体では、ベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.27%）となった。

建退共 (特別給付経理)	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.96%	1.81%	0.15%
国内株式	△6.90%	△9.23%	2.33%
外国債券	△7.38%	△7.54%	0.16%
外国株式	1.02%	2.41%	△1.39%
短期資産	△0.68%	0.07%	△0.74%
合計	△0.40%	△0.66%	0.27%

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、3 資産（国内株式・外国債券・外国株式）がベンチマークを上回り、1 資産（国内債券）がベンチマークを下回ったが、全体ではほぼベンチマーク並みの結果（対複合ベンチマーク比△0.04%）となった。

清退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.75%	1.81%	△0.06%
国内株式	△6.70%	△9.23%	2.53%
外国債券	△7.34%	△7.54%	0.20%
外国株式	2.93%	2.41%	0.52%
合計	△0.47%	△0.43%	△0.04%

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、2 資産（国内債券・国内株式）がベンチマークを上回り、1 資産（外国債券）がベンチマークを下回ったが、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.33%）となった。

林退共	時間加重 収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.86%	1.81%	0.05%
国内株式	△6.01%	△9.23%	3.22%
外国債券	△7.71%	△7.54%	△0.17%
合計	0.63%	0.3%	0.33%

[評価の視点]

- ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）

- i 資金運用の実績
- ii 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）

実績：○

i 委託運用については為替の円高進行、さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等によって、一部の資産の収益がマイナスとなった。

ii 資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき安全かつ効率を基本として実施するとともに、基本ポートフォリオの検証を行った。中退共事業については基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の見直しを行うことを決定した。

これらについては、資産運用委員会等に報告した。
資産運用評価委員会を3回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。

（業務実績第3.2.①～③（P.42～P.44）参照）

- ・資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）

実績：○

退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。

（業務実績第3.2.①（P.42）参照）

- ・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。

実績：○

各退職金共済事業の資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。

（業務実績第3.2.①（P.42）参照）

- ・外部の専門家からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。

実績：○

- ・資産運用評価委員会を3回開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。

- ・中退共・林退共事業においては、「累積欠損金については、減少しているものの、累積欠損金解消計画に基づき、今後ともその早期解消に向けて、安全かつ効率を基本として、制度の健全性の向上に必要な収益の確保に努力することが期待される。」との指摘を評価委員から受けたが、結果として、中退共事業においては、委託運用で為替の円高進行、さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等により、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなったが、自家運用で安定的にプラス収益を確保したことが寄与し、運用等収入はプラスとなった。林退共事業においては、資産運用の基本方針に沿った資産運用を行った結果、自家運用で安定的なプラス収益を確保するとともに、委託運用もプラス収益を確保した。

（業務実績第3.2.③（P.44）参照）

- ・各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。

実績：○

- ・原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用委員会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告・議事要旨等）や月別ベンチマーク収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。

（業務実績第3.2.④（P.44）参照）

<ul style="list-style-type: none">当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none">中退共事業においては、当期総損失の発生要因は、委託運用で為替の円高進行さらには東日本大震災による景気の先行きを巡る不確実性の高まり等により、国内株式及び外国債券の収益がマイナスとなつたが、自家運用で安定的にプラス収益を確保したことが寄与し、収益を確保したもの、制度上の予定運用利回りを確保できなかつたことによるものである。林退共事業においては、自家運用、委託運用ともにプラス収益となり、制度上の予定運用利回りを上回つたが、22年度からの運営費交付金廃止による給付経理への負担増を補う収益の確保ができなかつた	
<ul style="list-style-type: none">利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。（政・独委評価の視点）	<p>実績：○</p> <p>建退共の利益剰余金の発生要因や利益剰余金のあり方に関しては、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において議論され、その取りまとめにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none">累積剰余金の発生要因としては、平成15年の将来推計（悲観シナリオ）において見込んでいた運用利回りと実際の運用利回りとの差が考えられる現在、累積剰余金を積極的に取り崩す状況にはないとされている。 <p>清退共の利益剰余金の発生要因は、委託運用の評価益によるものほか、勤続期間が短い者の共済手帳返納・脱退処理が多かつたこと等による責任準備金の減少等が考えられる。</p> <p>なお、累積剰余金の原資は、従業員の退職金の支給のために、過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、本来従業員に還元されるべき性格のものである。</p>	

(評価項目 1 3)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績
第5 その他業務運営に関する重要事項	第4 その他業務運営に関する事項	第4 その他業務運営に関する事項	第4 その他業務運営に関する事項
<p>機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずること。</p> <p>① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行うこと。</p> <p>② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、早期に売却等の方向で検討を行うこと。</p>	<p>機構が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 退職金機構ビル及び同別館については、現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、中期目標期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性及び投資不動産としてのメリット等を考慮の上、早急に検討を行う。</p> <p>② 松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、中期目標期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。</p>		<p>① 退職金機構ビルについては、最近の情勢を踏まえて移転・売却が合理的か否かについて検討を行った。</p> <p>② 松戸宿舎については、平成 23 年 3 月末に現物による国庫納付を行った。また、越谷宿舎については、現物による国庫納付に向け厚生労働大臣あて認可申請を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松戸宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省と進捗状況の確認 (6/9) ○越谷宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・現地にて独立行政法人雇用・能力開発機構の担当者と意見交換及び進捗状況の確認 (7/12) ・土地の確定実測の完了 (3/末) ○現物による国庫納付に向け財務省へ説明 <ul style="list-style-type: none"> ・理財局 12/10 12/22 2/2 ・主計局 2/18 ・関東財務局 2/23
評価の視点等	評価項目 14 に関する事項	その他業務運営	
		自己評価	A
[数値目標] -		松戸宿舎については、23年3月末に現物による国庫納付を行い、越谷宿舎についても、現物による国庫納付に向け厚生労働大臣あて認可申請を行った。	評定 (評定理由) その他業務運営に関する事項については、中期計画期間半ばにおいて松戸宿舎について23年3月末に現物による国庫納付を行い、越谷宿舎についても現物による国庫納付に向け厚生労働大臣あて認可申請を行っており、着実に取組を行っている。また、保有資産の移転・売却についての検討内容は評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[評価の視点]	・退職金機構ビル及び同別館について、早急な検討が実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様)	実績: ○ 退職金機構ビルについては、最近の情勢を踏まえて移転・売却が合理的か否かについて検討を行った。	(各委員の評定理由) ・期間半ばにおいて松戸宿舎の国庫納付を行い、越谷においてもすでに着手している。 ・保有資産の移転・売却につき、検討内容は評価できる。 ・特別な成果とは言えない。 ・現実的な対応を検討している。
	・松戸宿舎及び越谷宿舎について、検討が実施されているか。	実績: ○ 松戸宿舎については、23年3月末に現物による国庫納付を行った。また、越谷宿舎については、現物による国庫納付に向け厚生労働大臣あて認可申請を行った。 (業務実績第 4.① (P. 49) 参照)	(その他意見)

<ul style="list-style-type: none">・貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。(政・独委評価の視点)	<p>実績：○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから、回収計画は作成していないが、各事業本部ともに、回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。</p>	
<ul style="list-style-type: none">・回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。(政・独委評価の視点)	<p>実績：○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。</p>	
<ul style="list-style-type: none">・回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。(政・独委評価の視点)	<p>実績：○ 共済融資は委託金融機関による代理貸付であり、貸付金の管理及び回収は代理店の100%保証責任となっていることから回収計画は策定していないが、各事業本部ともに回収は順調に実施されており、問題となる案件はない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・保有資産については、劣化を招かないように今後も十分な検討が必要である。

(評価項目 14)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 21 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績
	第5 予算、収支計画及び資金計画 <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中退共事業においては 20億円 ② 建退共事業においては 20億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 	第5 予算、収支計画及び資金計画 <p>1 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構総括 別紙-1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり <p>2 収支計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構総括 別紙-6のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-7のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-8のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-9のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-10のとおり <p>3 資金計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構総括 別紙-11のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-12のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-13のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-14のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-15のとおり <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中退共事業においては 20億円 ② 建退共事業においては 20億円 ③ 清退共事業においては 1億円 ④ 林退共事業においては 3億円 	第5 予算、収支計画及び資金計画 <p>1 予算の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構総括 別紙-1のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-2のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-3のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-4のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-5のとおり <p>2 収支計画の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構総括 別紙-6のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-7のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-8のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-9のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-10のとおり <p>3 資金計画の執行状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構総括 別紙-11のとおり ② 中退共事業等勘定 別紙-12のとおり ③ 建退共事業等勘定 別紙-13のとおり ④ 清退共事業等勘定 別紙-14のとおり ⑤ 林退共事業等勘定 別紙-15のとおり <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金については、平成22年度において実績なし</p>

	<p>2 想定される理由</p> <p>① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。</p> <p>② 運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。</p> <p>③ 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>川越職員宿舎土地を中期目標期間中に速やかに処分を行う。</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>なし</p>	<p>2 想定される理由</p> <p>① 予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。</p> <p>② 予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。</p> <p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>なし</p>	
評価の視点等	評価項目 15 予算、収支計画及び資金計画	自己評価	A
[数値目標] -	予算額に比し約 551 百万円の減とした。		評定 (評定理由) 予算、収支計画及び資金計画については、システム統合等の効果もあり、予算額に比し約551百万円の減とするなど、非常に健闘している。また、運営費交付金の廃止に伴う対応を的確に行っている。全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[評価の視点] ・中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。	実績：○ 予算の範囲内で適正に執行したことにより、約551百万円の減となつた。		(各委員の評定理由) ・運営費交付金の廃止に伴う対応を的確に行っている。 ・計画を上回っていると評価できる。 ・システム統合等の効果もあり、非常に健闘している。 ・努力がなされている。 ・予算より少ない決算としている。
・運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。	実績：○ 運営費交付金については、平成22年度から廃止された。		

(評価項目 15)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 績
	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p> <p>③ 多様なポストを経験させるための機構内的人事異動を積極的に実施する。</p>	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② これまでの研修結果を踏まえ、「平成 22 年度研修計画」を策定、実施する。また、業務に関連する分野の資格取得を資金面から支援する。</p> <p>③ 人事評価を踏まえた適材適所の機構内的人事異動を行う。特に人材育成の観点から幅広く経験を積めるよう、多様なポストを経験させるための機構内的人事異動を行う。</p>	<p>第9 職員の人事に関する計画</p> <p>方針</p> <p>① 平成 23 年度の職員採用について、機構HPへの掲載、ハローワークへ募集依頼、求人票の依頼があった大学等（33 校）への求人票送付に加え、新たに「Uni Career（企業が求人票を WEB 上で配信し、学校が学生に公開するシステム）」を利用して各大学等に求人情報を提供する等幅広い募集を行い、結果として、前年度を超える 229 名の応募者があった。また、選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、昨年度同様、筆記試験や個別面接に加え、集団討論による面接を実施し、計 13 名の採用を内定し、全員を採用した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月採用：5 名 ・平成 23 年 4 月採用：8 名 <p>② 平成 21 年度の実施結果を踏まえ、各職務に応じた「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 (添付資料⑫ 能力開発プログラムの概要)</p> <p>平成 22 年度研修実績 59 回 333 名参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本研修 15 回 176 名 ・実務研修 44 回 157 名 <p>③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行った。 とりわけ、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内的人事異動を幅広く行った。（22.10.1 及び 23.4.1）</p> <p>理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし意識等の向上を図った。</p>

評価の視点等	評価項目 1 6 職員の人事に関する計画	自己評価 A	評定 A
職員採用については、新たに「Uni Career（企業が求人票を WEB 上で配信し、学校が学生に公開するシステム）」を利用する等幅広い募集を行った。また、理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし意識等の向上を図った。			(評定理由) 職員の人事に関する計画については、新たな採用選考プロセスを取り入れるなど、細かい対応が検討されている。また、理事長の面談など、トップとの情報共有の努力は高く評価できる。 全体としては、中期計画を上回ったと言える。
[数値目標] -			
[評価の視点] ・職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。			
実績：○ ・平成 23 年度の職員採用に当たっては、幅広く募集を行った結果、前年度の応募者数を超える 229 名の応募となった。 また、昨年度同様、筆記試験や個別面接に加え、集団討論による面接を実施し、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保することができ、1 名も欠けることなく内定者全員を採用することができた。 研修については、22 年度の当初計画（38 回）を上回る 59 回の実施となった。 人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った。 (22. 10. 1、23. 4. 1) ・理事長と管理職員との個別面接を実施し、業務上の問題の把握と併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし意識等の向上を図った。 (業務実績第 9 (P. 53) 参照)			(各委員の評定理由) ・理事長の面談など、トップとの情報共有の努力は高く評価できる。 ・計画を上回っていると評価できる。 ・適切な管理を実施している。 ・特別な成果とは言えない。 ・細かい対応が検討されている。 ・意識向上の個別面談は新たな取り組み。新たな採用選考プロセスを取り入れている。

(評価項目 1 6)

中 期 目 標	中 期 計 画	平成 22 事 業 年 度 計 画	平成 22 事 業 年 度 業 務 実 繢								
	<p>第 10 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定及び特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務</p>	<p>第 10 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定及び特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。</p> <p>① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ② 前記①の業務に附帯する業務</p>	<p>第 10 積立金の処分に関する事項</p> <p>平成 21 事業年度財務諸表等について、平成 22 年 9 月 10 日付けで主務大臣の承認を受けたことから、前期中期目標期間繰越積立金のある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり①及び②の業務に充てた。</p> <p>①退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に附帯する業務</p> <table> <tbody> <tr> <td>中退共事業業務経理</td> <td>480,639,681 円</td> </tr> <tr> <td>建退共事業業務経理</td> <td>224,491,808 円</td> </tr> <tr> <td>清退共事業業務経理</td> <td>10,241,653 円</td> </tr> <tr> <td>林退共事業業務経理</td> <td>2,320,281 円</td> </tr> </tbody> </table>	中退共事業業務経理	480,639,681 円	建退共事業業務経理	224,491,808 円	清退共事業業務経理	10,241,653 円	林退共事業業務経理	2,320,281 円
中退共事業業務経理	480,639,681 円										
建退共事業業務経理	224,491,808 円										
清退共事業業務経理	10,241,653 円										
林退共事業業務経理	2,320,281 円										